

令和7年

第20回教育委員会会議

議案第41号

秋田県教育委員会

議案第四十一号

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六十一条</p> <p>一 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員でそのへき地等学校に該当することとなつた日(以下この条において「指定日」という。)前三年以内に、新たに給料表の適用を受ける</p>	<p>第六十一条 条例第十七条の三第二項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の適用職員であつた者</p> <p>二 国又は他の地方公共団体の職員であつた者</p> <p>三 教育委員会が前二号に掲げる者に準ずると認める者</p> <p>2 条例第十七条の三第二項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により職員となつた者とする。</p> <p>3 条例第十七条の三第二項の同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、又は定年条例第十三条の規定による採用(退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。)をされ、へき地等学校に勤務することとなつた職員で、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの</p> <p>二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員でそのへき地等学校に該当することとなつた日(以下この条において「指定日」という。)前三年以内に、「一般職給与条例の適用職員であつた者若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となり、又は公益的法人等派遣</p>

、当該学校等に勤務することとなったことに伴つて住居を移転したもの

二 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務することとなつた職員のうち、当該適用日 前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第十七条の第三項に規定する新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）

四 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者 で、適用日の前日に条例第十七条の第三項又は第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用日 前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

2| 五 前三号に掲げるもののほか、前三号に規定する職員との権衡上必要がある職員として教育委員会が認めるもの  
条例第十七条の第三項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 新たに給料表の適用を受ける

職員となつてへき地等学校に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員

適用日

にへき地等学校に

法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規定による採用をされ、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

三 定年条例第十三条の規定による採用をされ、かつ当該採用の日 の前日に在勤していた学校等に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第十七条の第三項に規定する新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

四 定年条例第十三条の規定による採用をされた職員で、当該採用日の前日に条例第十七条の第三項又は第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

4| 五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員と権衡上必要がある職員として教育委員会が認めるもの  
条例第十七条の第三項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一般職給与条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつてへき地等学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は

前項第一号に規定する職員 当該職員が

職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規定により採用された日にへき地等学校に

異動したものとした場合に前条

の規定により支給されることとなる

期間及び額

二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員で指定日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に勤務する学校等が当該異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第一号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が適用日

前|にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該学校等に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる

期間及び額

四 前項第二号に規定する職員 適用日 前か

ら給料表の適用を受ける職員 として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降

支給されることとなる期間及び額

五 前項第三号に規定する職員 適用日 前か

ら給料表の適用を受ける職員 として引き続き勤務していたものとした場合に前条 又はこの項の規定により

当該適用日 以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第四号に規定する職員 別に教育委員会が定める期間及び額

(宿日直勤務)

第六十三条 宿日直勤務とは、条例第二十八条から第二十八条の四

異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）の規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員で指定日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に勤務する学校等が当該異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が、当該職員の職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十

条第一項若しくは定年条例第十三条の規定により採用された日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日 に当該学校等に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降

支給されることとなる期間及び額

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により

当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第五号に規定する職員 別に教育委員会が定める期間及び額

(宿日直勤務)

第六十三条 宿日直勤務とは、条例第二十八条から第二十八条の四

までの規定に基づく勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）  
（以外の時間において行う勤務であつて本来の勤務に従事しない  
で行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の  
收受及び庁内の監視を目的とする勤務及び条例第二十八条の第六  
二項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第九条  
に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日又は国民の  
行事の行われる日で教育委員会が指定する日の正規の勤務時間  
において行うこれと同様の勤務（以下「正規の勤務時間において行  
う宿日直勤務」という。）をいう。

（宿日直手当の額）  
第六十四条 前条 の勤務についての宿日直手当の額は、  
その勤務一回につき、四千七百円（勤務時間が五時間未満の場合  
にあつては、二千三百五十円）  
とする。

2 条例第二十一条第二項ただし書の規則で定める日は、勤務時間  
が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められている日及  
びこれに相当する日とし、前条 の勤務のうち当該規則  
で定める日に退庁時から引き続き行われる宿直勤務についての

までの規定に基づく勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）  
（以外の時間において行う勤務であつて次の各号に掲げるもの  
及び条例第二十八条の第六  
二項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第九条  
に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日又は国民の  
行事の行われる日で教育委員会が指定する日の正規の勤務時間  
において行うこれと同様の勤務（以下「正規の勤務時間において行  
う宿日直勤務」という。）をいう。  
一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の  
保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする  
勤務  
二 次条に規定する業務を主として行う勤務

（管理又は監督の業務その他特殊な業務）  
第六十三条の二 条例第二十一条第二項の規則で定める管理又は監  
督の業務その他特殊な業務は、小学校及び中学校の寄宿舎におい  
て舎監の行う舎生の生活指導等の業務とする。

（宿日直手当の額）  
第六十四条 第六十三条各号の勤務についての宿日直手当の額は、  
その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務  
時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を  
乗じて得た額とする。  
一 第六十三条第一号の勤務にあつては、四千四百円  
二 第六十三条第二号の勤務にあつては、六千円

2 条例第二十一条第二項ただし書の規則で定める日は、勤務時間  
が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められている日及  
びこれに相当する日とし、第六十三条各号の勤務のうち当該規則  
で定める日に退庁時から引き続き行われる宿直勤務についての

3  
略  
宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

3  
略  
宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

(市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)  
第二条 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。  
別表(第八条の二関係)を次のように改める。

別表（第八条の二関係）

自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	手当額
	円
4キロメートル未満	2,000
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,200
6キロメートル以上8キロメートル未満	4,400
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,600
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,800
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,000
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,200
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,400
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,600
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,800
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,000
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,200
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,400
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,600
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,800
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,000
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,200
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,400
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600
40キロメートル以上42キロメートル未満	24,800
42キロメートル以上44キロメートル未満	26,000
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,200
46キロメートル以上48キロメートル未満	28,400
48キロメートル以上50キロメートル未満	29,600
50キロメートル以上52キロメートル未満	30,800
52キロメートル以上54キロメートル未満	32,000
54キロメートル以上56キロメートル未満	33,200
56キロメートル以上58キロメートル未満	34,400
58キロメートル以上60キロメートル未満	35,600
60キロメートル以上62キロメートル未満	36,800
62キロメートル以上64キロメートル未満	38,000
64キロメートル以上66キロメートル未満	39,200
66キロメートル以上68キロメートル未満	40,400
68キロメートル以上70キロメートル未満	41,600
70キロメートル以上72キロメートル未満	42,800

72キロメートル以上74キロメートル未満	44,000
74キロメートル以上76キロメートル未満	45,200
76キロメートル以上78キロメートル未満	46,400
78キロメートル以上80キロメートル未満	47,600
80キロメートル以上82キロメートル未満	48,800
82キロメートル以上84キロメートル未満	50,000
84キロメートル以上86キロメートル未満	51,200
86キロメートル以上88キロメートル未満	52,400
88キロメートル以上90キロメートル未満	53,600
90キロメートル以上	54,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。
- 3 (へき地手当に準ずる手当に関する経過措置等)  
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第八十一号。以下この項及び次項において「令和七年改正条例」という。)附則第三項の規則で定める職員は、令和四年四月一日以前に一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける職員であった者その他次に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて、又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項の規定により採用され、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第十七条の二第一項に規定するへき地学校等又は特別の地域に所在する学校及び共同調理場に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員として令和七年改正条例第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の三第二項の規定の適用の際現に令和七年改正条例第一条の規定による改正前市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の三第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給されているものとする。
- 4 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の適用を受ける職員であつた者
- 5 国又は他の地方公共団体の職員であつた者
- 6 教育委員会が前二号に掲げる者に準ずると認める者
- 7 令和七年改正条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則第六十六条第二項の規定の適用については、同項第一号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和七年四月一日以後の期間」とする。
- 8 (市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
- 9 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(令和七年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 5 略 附 則</p>	<p>1 5 略 附 則 (暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>6 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋</p>

6 | (定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

改正後の規則第六十一条第一項第一号の規定は、この規則の施行の日(次項及び附則第八項において「施行日」という。)以後に職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号。以下「改正定年条例」という。)  
附則第八項から第十一項までの規定(次項及び附則第八項において「職員の定年等に関する条例第十三条等の規定」という。)  
により採用された地方公務員法(昭和二十五年法律第

田県条例第三十一号。以下「改正定年条例」という。)  
附則第十三項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)  
)に対する改正後の規則第六十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「定年条例第十三条の規定による採用(退職した日」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号。以下この号及び次項第四号において「改正定年条例」という。)  
附則第八項から第十一項までの規定による採用(退職した日又は改正定年条例附則第八項から第十一項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「同じ」とあるのは「暫定再任用」という。)  
と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項の規定により採用され、」と、同号から第四号までの規定中「定年条例第十三条の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第四項第一号及び第三号中「若しくは定年条例第十三条の規定により採用された」とあるのは「の規定により採用され、若しくは暫定再任用された」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員(改正定年条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。)  
」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。  
(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

7 | 改正後の規則第六十一条第三項第一号及び第二号の規定は、この規則の施行の日(次項及び附則第九項において「施行日」という。)以後に職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条又は改正定年条例

附則第八項から第十一項までの規定(次項及び附則第九項において「職員の定年等に関する条例第十三条等の規定」という。)  
により採用された定年前再任用短時間勤務職員

二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。 )及び改正定年条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員(次項において「暫定再任用職員」という。 )について適用する。

7| 改正後の規則第六十一條第一項第二号の規定は、施行日以後に職員の定年等に関する条例第十三條等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日が施行日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

8| 改正後の規則第六十一條第一項第三号の規定は、施行日以後に職員の定年等に関する条例第十三條等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第十七條の三第一項又は第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が施行日以後である場合について適用する。

及び暫定再任用職員

について適用する。

8| 改正後の規則第六十一條第三項第三号の規定は、施行日以後に職員の定年等に関する条例第十三條等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日

が施行日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

9| 改正後の規則第六十一條第四号の規定は、施行日以後に職員の定年等に関する条例第十三條等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第十七條の三第一項又は第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が施行日以後である場合について適用する。

令和七年十二月二十三日提出

理由

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第八十一号)の施行に伴い、宿日直手当及び自動車等使用者に対する通勤手当の額を改定する等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年秋田県条例第81号）の施行に伴い、宿日直手当及び自動車等使用者に対する通勤手当の額を改定する等の必要がある。

### 2 改正内容

(1) 市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和32年秋田県教育委員会規則第13号）の一部改正（第1条による改正）

① 管理又は監督の業務その他特殊な業務（小学校及び中学校の寄宿舎の舎監業務）に係る宿日直手当に関する規定を削ることとする。（第63条及び第63条の2関係）

② 勤務1回に係る宿日直手当の額を4,700円（現行4,400円）に引き上げることとする。（第64条関係）

③ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年秋田県教育委員会規則第10号）の一部改正（第2条による改正）

自動車等使用者に対する通勤手当の額について、一部の距離区分を除き、100円から3,400円までの幅で引き上げることとする。（別表関係）

### 3 施行期日等

(1) この規則は、公布の日から施行することとする。

(2) 2は、令和7年4月1日から適用することとする。

(3) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

(4) 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年秋田県教育委員会規則第5号）について所要の規定の整備を行うこととする。

令和7年

第20回教育委員会会議

議案第42号

秋田県教育委員会

議案第四十二号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案  
 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第八章 略</p> <p>第九章 義務教育等教員特別手当（第七十三条の二・第七十四条の二）</p> <p>第九章の二 週休日及び勤務時間（第七十四条の二―第七十四条の十四）</p> <p>第九章の三 公益的法人等派遣職員の復帰時における処遇等（第七十四条の十五―第七十四条の二十）</p> <p>第九章の四 条例附則第四項等の規定による給料（第七十四条の二十一―第七十四条の三十一）</p> <p>第十章 略</p> <p>附則</p> <p>別表</p> <p>（特殊勤務手当の支給を受ける者）</p> <p>第五十八条の十八</p> <p>条例第十七条第三項の教育委員会が人事委員会と協議して定めるものは、別表第十二の六の上欄に掲げる学校の区分に応じ、同</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章 略</p> <p>第九章 義務教育等教員特別手当（第七十四条の二）</p> <p>第九章の二 週休日及び勤務時間（第七十四条の二―第七十四条の五）</p> <p>第九章の三 公益的法人等派遣職員の復帰時における処遇等（第七十四条の六―第七十四条の十一）</p> <p>第九章の四 条例附則第四項等の規定による給料（第七十四条の十二―第七十四条の二十二）</p> <p>第十章 略</p> <p>附則</p> <p>別表</p> <p>（特殊勤務手当の支給を受ける者）</p> <p>第五十八条の十八 条例第十七条第三項の規則で定める者は、二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の二分の一以上であり、かつ、当該学級における担当授業時間数が一週間につき十二時間以上である者とする。</p> <p>2  条例第十七条第四項の教育委員会が人事委員会と協議して定めるものは、別表第十二の六の上欄に掲げる学校の区分に応じ、同</p>

表下欄に掲げる主任等とする。

2| 条例第十七条第四項の規則で定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症、同条第四項に規定する三類感染症及び同条第八項に規定する指定感染症とする。

3| 条例第十七条第四項に規定する規則で定める作業は、学校等で感染症が発生し、保健所の見解又は学校医等の助言を踏まえて行う処理作業とする。

4| 条例第十七条第五項の教育委員会規則で定める業務は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策の業務で、他の地方公共団体の応援業務として行う業務とする。

（特殊勤務手当の額）  
第五十八条の十九

教育業務連絡指導手当に係る条例第十七条第六項に規定する規則で定める額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。

2| 防疫業務手当に係る条例第十七条第六項に規定する規則で定める額は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。

3| 災害応急作業等手当に係る条例第十七条第六項に規定する規則で定める額は、業務に従事した日一日につき三百五十円とする。

（義務教育等教員特別手当の額）

表下欄に掲げる主任等とする。

3| 条例第十七条第五項の規則で定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症、同条第四項に規定する三類感染症及び同条第八項に規定する指定感染症とする。

4| 条例第十七条第五項に規定する規則で定める作業は、学校等で感染症が発生し、保健所の見解又は学校医等の助言を踏まえて行う処理作業とする。

5| 条例第十七条第六項の教育委員会規則で定める業務は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策の業務で、他の地方公共団体の応援業務として行う業務とする。

（特殊勤務手当の額）  
第五十八条の十九

多学年学級担当手当に係る条例第十七条第七項に規定する規則で定める額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導 三百五十円

二 二の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導 二百九十円

2| 教育業務連絡指導手当に係る条例第十七条第七項に規定する規則で定める額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。

3| 防疫業務手当に係る条例第十七条第七項に規定する規則で定める額は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。

4| 災害応急作業等手当に係る条例第十七条第七項に規定する規則で定める額は、業務に従事した日一日につき三百五十円とする。

第七十三条の二 略

2 前項各号に掲げる職員のうち、条例第二十四条の二第一項第一号に掲げる校務を分掌する職員（当該校務を分掌する者が一の学級に二以上いる場合にあつては、当該学級を主として担任する職員）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、三千円を加算した額とする。

（義務教育等教員特別手当の支給）

第七十四条 義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第九章の二 週休日及び勤務時間

第七十四条の二 略

第七十四条の八 略

附則

第十一条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員に対する第七十三条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同条第二項中「同項」とあるのは「附則第十一条の規定により読み替えて適用される同項」とする。

別表第十五を次のように改める。

第七十四条 略

第七十四条の二 略

第九章の二 週休日及び勤務時間

第七十四条の八 略

附則

第十一条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員に対する第七十四条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第15（第74条関係）

## イ 教育職給料表(-)の適用を受ける職員

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1号給から4号給まで	1,300	1,400	3,400	5,100
	5号給から8号給まで	1,300	1,600	3,500	5,200
	9号給から12号給まで	1,400	1,700	3,600	5,300
	13号給から16号給まで	1,500	1,700	3,800	5,400
	17号給から20号給まで	1,600	1,800	3,800	5,500
	21号給から24号給まで	1,700	1,900	4,000	5,600
	25号給から28号給まで	1,800	2,000	4,100	
	29号給から32号給まで	1,900	2,100	4,100	
	33号給から36号給まで	1,900	2,200	4,200	
	37号給から40号給まで	2,000	2,300	4,400	
	41号給から44号給まで	2,200	2,400	4,400	
	45号給から48号給まで	2,200	2,600	4,600	
	49号給から52号給まで	2,300	2,600	4,700	
	53号給から56号給まで	2,400	2,800	4,700	
	57号給から60号給まで	2,400	3,000	4,800	
	61号給から64号給まで	2,500	3,200	4,900	
	65号給から68号給まで	2,600	3,300	5,000	
	69号給から72号給まで	2,600	3,400	5,100	
	73号給から76号給まで	2,700	3,500	5,100	
	77号給から80号給まで	2,800	3,700	5,200	
	81号給から84号給まで	2,800	3,800	5,200	
	85号給から88号給まで	2,800	3,800		
	89号給から92号給まで	2,900	3,900		
	93号給から96号給まで	3,000	4,000		
	97号給から100号給まで	3,100	4,100		
	101号給から104号給まで	3,100	4,200		
	105号給から108号給まで	3,200	4,300		
	109号給から112号給まで	3,200	4,400		
	113号給から116号給まで	3,200	4,400		
	117号給から120号給まで	3,300	4,500		
	121号給から124号給まで	3,300	4,600		
125号給から128号給まで	3,300	4,700			
129号給から132号給まで		4,700			
133号給から136号給まで		4,700			
137号給から140号給まで		4,700			
141号給から144号給まで		4,700			
145号給から148号給まで		4,800			
149号給から152号給まで		4,900			
153号給から156号給まで		4,900			
157号給		4,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		2,200	2,600	3,500	4,400

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1号給から4号給まで	1,300	1,700	4,000	5,100
	5号給から8号給まで	1,300	1,800	4,100	5,200
	9号給から12号給まで	1,400	1,900	4,100	5,300
	13号給から16号給まで	1,500	2,000	4,200	5,400
	17号給から20号給まで	1,600	2,100	4,400	5,500
	21号給から24号給まで	1,700	2,200	4,400	5,600
	25号給から28号給まで	1,800	2,300	4,600	
	29号給から32号給まで	1,900	2,400	4,700	
	33号給から36号給まで	1,900	2,600	4,700	
	37号給から40号給まで	2,000	2,600	4,800	
	41号給から44号給まで	2,200	2,800	4,900	
	45号給から48号給まで	2,200	3,000	5,000	
	49号給から52号給まで	2,300	3,200	5,100	
	53号給から56号給まで	2,400	3,300	5,100	
	57号給から60号給まで	2,400	3,400	5,200	
	61号給から64号給まで	2,500	3,500	5,200	
	65号給から68号給まで	2,600	3,700		
	69号給から72号給まで	2,600	3,800		
	73号給から76号給まで	2,700	3,800		
	77号給から80号給まで	2,800	3,900		
	81号給から84号給まで	2,800	4,000		
	85号給から88号給まで	2,800	4,100		
	89号給から92号給まで	2,900	4,200		
	93号給から96号給まで	3,000	4,300		
	97号給から100号給まで	3,100	4,400		
	101号給から104号給まで	3,100	4,400		
	105号給から108号給まで	3,200	4,500		
	109号給から112号給まで	3,200	4,600		
	113号給から116号給まで	3,200	4,700		
	117号給から120号給まで	3,300	4,700		
121号給から124号給まで	3,300	4,700			
125号給から128号給まで	3,300	4,700			
129号給から132号給まで	3,400	4,700			
133号給から136号給まで	3,400	4,800			
137号給から140号給まで	3,400	4,900			
141号給から144号給まで	3,500	4,900			
145号給から148号給まで	3,500	4,900			
149号給から152号給まで	3,500				
153号給	3,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		2,200	2,600	3,500	4,400

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第八十二号）による義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当の支給月額を改定する等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年秋田県条例第82号）による義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年秋田県条例第66号）及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当の支給月額を改定する等の必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 多学年学級担当手当に関する規定を削ることとする。（第58条の18及び第58条の19関係）
- (2) 学級を担任する校務を分掌する職員（一の学級に2人以上いる場合にあつては、当該学級を主として担任する職員）に係る義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及び号給の別に応じて定める額に、3,000円を加算した額とすることとする。（改正後の第73条の2関係）
- (3) 職務の級及び号給の別に対応した義務教育等教員特別手当の月額を引き下げることにする。（別表第15関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うことにする。

### 3 施行期日

この規則は、令和8年1月1日から施行することとする。

令和7年

第20回教育委員会会議

議案第43号

秋田県教育委員会

議案第四十三号

市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十八年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号。次条において「条例」という。）第三十二条の規定に基づき、同条に規定する教育委員会規則で定める事務の範囲について定めるものとする。</p> <p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第二条 条例第三十二条の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 十五 略</p>	<p>市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号。次条において「条例」という。）第三十二条第三号の規定に基づき、同号に規定する教育委員会規則で定める事務の範囲について定めるものとする。</p> <p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第二条 条例第三十二条第三号の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 十五 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和七年十二月二十三日提出

理 由

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第八十一号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき  
市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年秋田  
県条例第81号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例  
第59号）の条項を改めることとする。（題名、第1条及び第2条関係）

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

令和7年

第20回教育委員会会議

議案第44号

秋田県教育委員会

議案第四十四号

公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案  
 公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則  
 公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則（平成二十年秋田県教育委員会規則  
 第八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指導の改善の程度に関する認定）</p> <p>第五条 県教育委員会が行う法第二十五条第四項の規定による認定は、次に掲げる程度のいずれに該当するかについて行うものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>（指導改善研修後の措置）</p> <p>第六条 略</p> <p>2  県教育委員会は、研修受講者の指導の改善の程度が前条第二号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>（指導の改善の程度に関する認定）</p> <p>第五条 県教育委員会が行う法第二十五条第四項の規定による認定は、次に掲げる程度のいずれに該当するかについて行うものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三  児童等に対する指導が不適切であり、更に指導改善研修を実施した場合であっても、第一号に掲げる程度までの改善が見込まれない程度</p> <p>（指導改善研修後の措置）</p> <p>第六条 略</p> <p>2  略</p> <p>3  県教育委員会は、研修受講者の指導の改善の程度が前条第三号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一・二 略</p>

附 則  
 この規則は、令和八年一月一日から施行する。  
 令和七年十二月二十三日提出

理 由  
 秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、指導改善研修の認定期間と受講期間の整合性を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の  
規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の施行に伴い、指導改善研修の認定期間と受講期間の整合性を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第4項による認定に、再受講を想定した認定は含まないこととする。（第5条及び第6条関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、令和8年1月1日から施行することとする。

<p>改正後</p>	<p>(指導の改善の程度に関する認定)          第五条 県教育委員会が行う法第二十五条第四項の規定による認定は、次に掲げる程度のいずれに該当するかについて行うものとする。</p> <p>一 児童等に対して適切に指導を行うことができる程度          二 児童等に対する指導が不適切であり、更に指導改善研修を実施した場合であっても、第一号に掲げる程度までの改善が見込まれない程度</p> <p>第六条 略</p> <p>2  県教育委員会は、研修受講者の指導の改善の程度が前条第二号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一・二 略</p>
<p>改正前</p>	<p>(指導の改善の程度に関する認定)          第五条 県教育委員会が行う法第二十五条第四項の規定による認定は、次に掲げる程度のいずれに該当するかについて行うものとする。</p> <p>一 児童等に対して適切に指導を行うことができる程度          二 児童等に対する指導が不適切であるが、更に指導改善研修を実施した場合、前号に掲げる程度までの改善が見込まれる程度          三 児童等に対する指導が不適切であり、更に指導改善研修を実施した場合であっても、第一号に掲げる程度までの改善が見込まれない程度</p> <p>第六条 (指導改善研修後の措置)          第六条 県教育委員会は、研修受講者(指導改善研修を受けたものをいう。以下同じ。)の指導の改善の程度が前条第一号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対して行った第三条第一項の認定を取消し、当該研修受講者を所属する学校に復帰させるものとする。</p> <p>2 県教育委員会は、研修受講者の指導の改善の程度が前条第二号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対し、再度指導改善研修を実施するものとする。</p> <p>3  県教育委員会は、研修受講者の指導の改善の程度が前条第三号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一・二 略</p>

令和7年

第20回教育委員会会議

議案第45号

秋田県教育委員会

# 第八次秋田県高等学校総合整備計画 (案)

(令和8年度～令和17年度)

令和7年12月

秋田県教育委員会

## はじめに

社会が加速度的に変化し、将来を予測することが困難となっている現代においては、豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展の実現に向けて、教育の果たすべき役割はますます大きくなっています。

これからの子供たちには、社会的・職業的に自立した人間として、社会の変化に主体的に関わりながら、膨大な情報の中から何が重要かを判断し、自ら問いを立てて解決を目指し、他者と協働して新たな価値を創造していく力が求められています。また、学校には、子供たち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を確実に育成するとともに、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、社会と接点のある開かれた環境となることが期待されています。

高等学校においては、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景をもつ生徒が在籍しています。このような状況を踏まえ、各高等学校においては、生徒一人一人の個性や実情に応じて可能性を伸ばす「多様性への対応」を図りつつ、全ての生徒が、社会で生きていくために必要となる資質・能力を共通して身に付けられる「共通性の確保」を併せて進めることが必要とされています。

これまで本県では、『第七次秋田県高等学校総合整備計画【後期計画】』において、社会を生き抜く力と高い志を育成し、活力に満ちた魅力ある学校づくりを進めてきました。また、計画の実施や達成状況については、年度ごとに検証を行い、次年度以降の実施につなげてまいりました。令和8年度以降の計画につきましては、これまでの検証の積み重ねを基に、今後の教育に関する国や県の動向を踏まえつつ、令和6年6月に『第八次秋田県高等学校総合整備計画』の素案を発表しました。素案の発表後は、統合等再編整備構想案に関する説明及び意見交換会やパブリック・コメント等を実施し、頂いた様々な御意見を踏まえ、このたび『第八次秋田県高等学校総合整備計画』（令和8年度～令和17年度）を策定いたしました。

本計画においては、「豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材を育てる教育活動の推進」と「時代の変化に対応した特色ある学校づくりの推進」を大きな柱として、今後の秋田県高等学校の方向性を示しております。

県教育委員会としましては、高校生が、ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志、世界にはばたく気概をもって、それぞれの夢の実現に向けて、学習やスポーツ、文化活動等に打ち込み、自分の可能性を最大限に伸ばすことができるよう、本計画を着実に推進してまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和7年12月

秋田県教育委員会

# 目 次

第八次秋田県高等学校総合整備計画の基本的な考え方 .....	1
<b>第Ⅰ部 豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材を 育てる教育活動の推進 .....</b>	<b>4</b>
<b>1 社会の形成に主体的に参画する力を育む取組の推進</b>	
(1) 生徒一人一人の資質・能力を育成し、多様な可能性を引き出す取組の推進.....	5
(2) よりよい人生を主体的に切り拓くためのキャリア教育の推進.....	7
(3) 主体的・対話的で深い学びの充実に向けた授業改善の推進.....	9
(4) 多様な生徒に応じた教育の推進.....	11
<b>2 グローバルな視野で物事を捉え、多様な価値観を尊重して行動できる力を育む         取組の推進</b>	
(1) 国際教育と国際交流活動の推進.....	13
(2) 発信力の向上を目指した外国語教育の推進.....	14
<b>3 地域への愛着と誇りを育む取組の推進</b>	
(1) 地域との持続的な連携・協働の推進.....	16
(2) 地域について主体的に考え行動できる力を育む教育の推進.....	17
<b>第Ⅱ部 時代の変化に対応した特色ある学校づくりの推進 .....</b>	<b>18</b>
<b>1 生徒の多様な能力を伸ばすための学科等の改善・充実</b>	
(1) 普通科・普通系専門学科の改善と充実.....	19
(2) 職業系専門学科の改善と充実.....	22
(3) 総合学科の改善と充実.....	28
(4) 中高一貫教育の改善と充実.....	29
(5) 専門学科における実習設備の改善と充実.....	30
<b>2 全日制課程における学校規模の適正化と望ましい配置の実現</b>	
(1) 生徒数の減少や各学科の地域バランスを踏まえた学級減の実施.....	31
(2) 学校の統合等再編整備の実施.....	32
(3) 各地区の統合等再編整備構想案.....	34
<b>3 定時制課程・通信制課程の改善・充実</b>	
(1) 多様な学習ニーズに応える定時制課程・通信制課程の改善と充実.....	37
(2) 生徒一人一人の学びを支援し、自立を目指す教育活動の推進.....	39

## 資料編

○秋田県の高等学校配置図(令和8年度)……………	40
○公立高等学校(全日制課程・定時制課程)の募集定員と第1学年の学級数(令和8年度)……	41
○公立高等学校(全日制課程)の第1学年の学級数別学校一覧(令和8年度)……………	42
○令和8年3月以降の中学校卒業生数の予測……………	43
○令和17年3月以降の中学校卒業生数の予測……………	43
○高等学校再編整備の歩み①(昭和50年度～平成12年度)……………	44
○高等学校再編整備の歩み②(平成13年度～令和7年度)……………	45

# 第八次秋田県高等学校総合整備計画の基本的な考え方

## 策定の趣旨

平成28年度に、令和7年度までを計画期間として「第七次秋田県高等学校総合整備計画」がスタートした。その後、時代や社会の変化に対応していくために、令和3年度からは後期計画を実施し、キャリア教育の視点に立った「社会を生き抜く力と高い志の育成」と「活力に満ちた魅力ある学校づくり」が展開され、全体として計画は概ね順調に進められてきた。

令和4年度から実施の高等学校学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び、カリキュラム・マネジメントの推進、探究的な学習の充実等を基本的な考え方として示すとともに、学校と地域が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有しながら「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要であるとしている。

第七次後期計画期間中に新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、学校教育活動が制約を受けたが、本県においては、生徒への一人一台端末の整備やWi-Fi環境の整備を進めるなど、あらゆる手段を活用して、生徒の学びを保障し続けてきた。Society5.0の到来、国際情勢の不安定化、気候変動等の先行き不透明な時代の中で、不測の事態に柔軟に対応できる教育環境をいかに構築していくかという観点は、今後の重要な課題となっている。また、本県の少子高齢化と人口減少は著しく進んでおり、令和7年4月の全県の中学校3年生が約6,700人に対して、13年後の中学校3年生は約3,600人と予測されている。これは、令和7年の約54%に相当し、約3,100人の減少となる。学校規模は縮小していくものの、特色ある学校づくりを進めることにより、今後も質の高い高等学校教育を維持していく必要がある。

以上のことから、本県高等学校教育の在り方を、時代の変化に対応できるよう、総合的に見直し、「第八次秋田県高等学校総合整備計画」（以下「本計画」という。）を策定することとした。

## 基本理念

本計画は、これから到来する時代を見据え、「豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材を育てる教育活動の推進」と「時代の変化に対応した特色ある学校づくりの推進」の2つの柱で構成されている。

今後の学校教育には、変化の激しい社会に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのようにして社会や人生をよりよいものにしていくのかを自ら考え、自らの可能性を発揮し、持続可能な社会と幸福な人生の創り手

となる人材の育成が求められている。本県においても、将来、生徒が自立した社会人として、県内外において、ふるさとと関わりながら、自らの志や目標に向かって明るくたくましく生き、生涯にわたって学び続ける意欲と、社会を支えていく気概をもって活躍することを強く願っている。これらのことから、本県高等学校教育を強く推し進めるにあたり、特に、次に掲げる将来の姿の実現を目指すことに重点を置く。

- 心豊かで、高い志と公共の精神をもち、他者と協働しながら、自らの個性・能力を伸長し、主体的に社会の形成に参画する姿
- 国際的視野を広げ、多様な価値観を尊重し、自らの考えや必要な情報を的確に表現することで、グローバル社会で活躍する姿
- ふるさと秋田への愛着と誇りをもち、地域社会の持続的な発展のために、その地域の課題解決に積極的に取り組む姿

また、このような姿の実現を目指すために、統合等再編整備により、特色ある学校・学科づくりを推進することで、時代の変化に対応できる教育環境を構築していく。

## 期間

本計画の期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とするが、社会の変化や計画の成果・課題等を検証し、必要に応じて見直しや修正を行い、令和13年度からの5年間の取組に向けて後期計画を策定する。

## 策定上の配慮事項

本計画の策定に当たっては、「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」（令和4年度～令和7年度）の実施状況を踏まえるとともに、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」の趣旨や内容と整合するように配慮している。また、「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」（令和7年度～令和11年度）、「秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」、「第七次後期計画」及び令和5年4月に提出された秋田県高等学校の再編整備構想検討委員会の報告書「急激に変化する社会に対応した活力ある学校をつくるための再編整備について」を踏まえたものとなっている。

各学校においては本計画に基づき、生徒や学校、地域の実情に応じた特色ある実効性をもった取組を推進するため、中期ビジョン（5か年計画）を策定し、年度ごとに取組状況を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ることとする。

なお、各学校の中期ビジョンについては、本計画の一部として位置付け、広く県民に公開する。

第八次  
秋田県  
高等学校  
総合  
整備  
計画

豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材を育てる教育活動の推進	
社会の形成に主体的に参画する力を育む取組の推進	生徒一人一人の資質・能力を育成し、多様な可能性を引き出す取組の推進
	よりよい人生を主体的に切り拓くためのキャリア教育の推進
	主体的・対話的で深い学びの充実に向けた授業改善の推進
	多様な生徒に応じた教育の推進
グローバルな視野で物事を捉え、多様な価値観を尊重して行動できる力を育む取組の推進	国際教育と国際交流活動の推進
	発信力の向上を目指した外国語教育の推進
地域への愛着と誇りを育む取組の推進	地域との持続的な連携・協働の推進
	地域について主体的に考え行動できる力を育む教育の推進
時代の変化に対応した特色ある学校づくりの推進	
生徒の多様な能力を伸ばすための学科等の改善・充実	普通科・普通系専門学科の改善と充実
	職業系専門学科の改善と充実
	総合学科の改善と充実
	中高一貫教育の改善と充実
	専門学科における実習設備の改善と充実
全日制課程における学校規模の適正化と望ましい配置の実現	生徒数の減少や各学科の地域バランスを踏まえた学級減の実施
	学校の統合等再編整備の実施
	各地区の統合等再編整備構想案
定時制課程・通信制課程の改善・充実	多様な学習ニーズに応える定時制課程・通信制課程の改善と充実
	生徒一人一人の学びを支援し、自立を目指す教育活動の推進

# 第 I 部

## 豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材を育てる教育活動の推進

### 基本方針

- 1 社会の形成に主体的に参画する力を育む取組の推進
- 2 グローバルな視野で物事を捉え、多様な価値観を尊重して行動できる力を育む取組の推進
- 3 地域への愛着と誇りを育む取組の推進

予測困難な時代を迎える中で、学校教育には、生徒たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められている。特に、高等学校教育においては、成年年齢の引き下げにより、生徒が在学中に主権者の一人としての自覚を深める教育が推進されており、生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育みながら、持続可能な社会の創り手となる人材の育成を目指している。その実現のためには、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識をもった生徒の育成が重要であり、キャリア教育や主権者教育等の様々な活動を通じて、社会の形成に主体的に参画する力を育成していく必要がある。

また、生徒たちが、グローバル化が進展した社会において主体性をもって生きていくためには、国際感覚をもち、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力を身に付けることが必要とされている。県民一人一人が個性を尊重し合いながら、多様な文化や様々な価値観を受け入れ、互いに支え合い、寛容でオープンな社会を目指す本県においては、国際的な視野を広げ、自国文化と異文化に対する理解を深めながら、それぞれの価値観を尊重することができる人材を育成するとともに、ふるさと秋田の将来を支えながら郷土や国際社会で自立的、協働的、創造的にたくましく生き抜く力の育成が求められている。

学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校が地域と連携・協働することを重視しており、高等学校教育においては、生徒の多様な興味・関心や特性、背景を踏まえて、様々な外部機関との連携・協働によって地域や社会の抱える課題の解決に向けた教育活動が求められている。さらに、地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着と誇りをもち、地域の課題解決に主体的に参加する人材の育成も求められている。本県では、学校が本来の役割を十分に果たしつつ、地域と連携・協働しながら、心豊かで郷土愛に満ち、ふるさと秋田や社会を支えていく気概をもった生徒の育成を目指している。

以上のことから、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材を育てる教育活動を推進していくために、上記の3つの基本方針を掲げることとする。

# 1

## 社会の形成に主体的に参画する力を育む取組の推進

### (1) 生徒一人一人の資質・能力を育成し、多様な可能性を引き出す取組の推進

#### 現状と課題

各学校では、持続可能な社会の創り手となる人材を育成するために、目指すべき資質・能力を明確にした上で、様々な教育活動が展開されている。今後は、カリキュラム・マネジメントの視点に立ち、教育活動の更なる質の向上を図るとともに、社会の諸課題を主体的に捉え、解決に向けて自ら考え行動する資質・能力を育成することも必要である。また、生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識できるようにするとともに、多様な可能性を引き出す教育を実践していく必要がある。

#### 改善の方向性

- ① スクール・ポリシーを踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実
- ② 自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感の育成
- ③ 情報活用能力を高める教育の充実

#### 具体的な改善方策

- 自校のスクール・ポリシーを全教職員で共通理解するための取組の推進
- 各学校の目指す方向や特色を明確にした教育活動を展開するための学校評価の実施
- 教育活動の質の向上に向けた、指導と評価の一体化に関する取組の充実
- 学校設定教科・科目の開設や文理融合教育等の推進による、特色ある取組の充実
- 少人数学習や習熟度別学習等による、生徒一人一人に対応したきめ細かな学習指導の工夫
- ユニバーサルデザインの視点による、授業づくりの充実
- 外部講師や博士号教員等、専門的な知識・技能を有する人材を活用した教育活動の質の向上
- 人間としての在り方生き方を考える機会の設定による、道德教育の全体計画に基づいた教育活動の充実
- 様々なボランティア活動等による、社会に主体的に参画する意識を高めるための取組の推進

- 各教科等の学びを基盤として様々な情報を活用しながらそれらを統合し、課題の発見・解決及び社会的な価値の創造に結び付けていくための、探究的な学習や課題解決型学習等の充実
- 科学オリンピック等の高い目標に挑戦する生徒への支援等の充実
- 情報を適切に選択・活用し、新たな価値の創造に挑む力の育成に向けた、プログラミング教育等の推進
- 情報モラルの育成や生成A I等の生徒を取り巻く情報化の進展に対応した指導の工夫
- 読書活動や情報収集の拠点としての、学校図書館及び公共図書館の活用の推進

---

#### \*カリキュラム・マネジメント

生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと等を通して、教育課程に基づき組織的・計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことをいう。

#### \*スクール・ポリシー

学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校が、全日制課程、定時制課程若しくは通信制課程又は学科ごとに、特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針として策定・公表することが定められた、次の「三つの方針」のことである。[1]高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、[2]教育課程の編成及び実施に関する方針、[3]入学者の受入れに関する方針

#### \*情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のことをいう。

#### \*学校設定教科・科目

学習指導要領に示された教科・科目以外に、各学校が独自に設けることができる教科・科目である。名称、目標、内容、単位数等は学校で定めることができる。特色ある学校づくりを推進し、生徒一人一人の個性や特色を生かす教育を行うことを目的としている。

#### \*ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方をいう。学校においては、特別な教育的支援が必要な生徒のためのICT機器の発展や教育技術の進歩が、障害のない生徒にも有効であり、全ての生徒にとって「分かる・できる」授業を構築していこうとすることを、ユニバーサルデザインの視点という。

#### \*博士号教員

高度な専門知識や優れた技能をもった人材を採用し、学力向上や授業改善、生徒の意欲や関心を高めること等を目的として、本県では平成20年度から導入した。勤務校の授業のほか、県内の小学校・中学校・高校に出向いての出前授業等を行っている。

## (2) よりよい人生を主体的に切り拓くための\*キャリア教育の推進

### 現状と課題

各学校においては、キャリア教育の全体計画の下、様々な特色ある取組が進められている。今後は、全体計画の検証・改善を通して更なる充実を図るとともに、各取組を有機的に関連付ける工夫をしていく必要がある。また、生徒が自己の将来を設計し、主体的に進路選択ができるよう、家庭、地域、企業等との連携を一層強化していくことが求められる。

### 改善の方向性

- ①キャリア教育の全体計画に基づいた教育活動の充実
- ②地域に根ざしたキャリア教育の一層の充実
- ③個に応じた進学・就職支援体制の充実
- ④主権者・消費者として求められる資質・能力の育成

### 具体的な改善方策

- 各学校の特色を生かしたキャリア教育の全体計画や年間指導計画の点検・評価や見直し等による、組織的・計画的なキャリア教育の充実
- キャリア・パスポート等の活用による、全ての校種を貫く体系的・系統的なキャリア教育の推進
- 地域の社会人等を外部講師として活用した講演会等の積極的な実施による、生徒の将来設計の実現を目指した取組の充実
- 大学や地元企業等との連携による、\*起業家教育の推進
- SDGsに関連した地域の課題への理解を深めながら解決策を考えることによる、生涯にわたって地域と関わりをもつ意識の涵養
- 地域や企業等と連携したインターンシップやボランティア活動等の実践的・体験的な学習による、適性等を踏まえた職業選択ができるような指導の工夫
- 家庭や地域等と連携を深めるための、キャリア教育に関する活動の情報発信や成果の共有
- 生徒一人一人の進路意識を高めるための、多様な進路情報を活用した保護者面談等の継続的な実施
- 大学等での学びや職業についての理解を深め、一人一人の興味・関心や適性を踏まえた進路実現につなげるための、ガイダンス機能の強化
- 自らの生き方を考え主体的に進路を選択・決定できるようにするための、進学希望者に対する組織的・継続的な支援の充実

- 望ましい勤労観・職業観を育成するための、関係機関や地元企業等と連携した就職支援体制の整備
- 小学校への<sup>\*</sup>高校生助手派遣プログラムや特別支援学校におけるボランティア活動等による、学校外における学修の単位認定の活用
- 大学コンソーシアムあきた等の高大連携事業への積極的な参加による、進路について考える機会の充実
- 主権者として社会をよりよく変えていく力をもつ存在であることを実感できるようにするための指導の工夫
- 一人一人が自立した消費者として権利と責任を自覚し、安心して安全で豊かな消費生活を営むための取組の充実

---

**\*キャリア教育**

生徒一人一人が、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な基盤となる能力や態度を育てる教育をいう。

**\*起業家教育（アントレプレナーシップ教育）**

急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神を備えた人材の創出のための教育の総称のことをいう。

**\*高校生助手派遣プログラム**

卒業後の進路が決まった高校3年生の希望者が高校生助手となり、出身小学校等で2週間程度、学校の教育活動を支援するボランティア活動である。平成13年度から実施している。

**\*学校外における学修の単位認定**

生徒の学校外における学修のうち、大学における講座の受講や資格・検定等の各種の技能審査、インターンシップ、ボランティア活動等の成果を高校の単位として認定することができる。本県においては、平成11年に「学校外における学修の単位認定に関するガイドライン」を作成している。

**\*大学コンソーシアムあきた**

県内の大学等の高等教育機関が連携・協力することにより、それぞれの教育研究機能の強化を図り、その成果を地域社会に還元することにより、本県の学術文化の振興、地域経済の発展並びに県民生活の向上に寄与することを目的として平成17年3月に設立された団体である。

### (3) 主体的・対話的<sup>\*</sup>で深い学びの充実に向けた授業改善の推進

#### 現状と課題

各学校において、生徒が学ぶことに興味・関心をもち、学び合いを通じて自己の考えを広げ深めることができるよう、特色ある学習活動が展開されている。このことを踏まえ、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせながら、より質の高い深い学びにつなげる必要がある。

#### 改善の方向性

- ①生涯にわたって能動的に学び続ける意識の涵養
- ②学校全体で組織的・計画的に取り組む授業づくりの充実
- ③<sup>\*</sup>「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ④教員の資質能力を高める実践的研修の充実

#### 具体的な改善方策

- 生涯を通じて学び続けていく力の育成に向けた、教科等横断的な視点を踏まえた学習指導計画の工夫
- 指導と評価の一体化に基づいた、教科全体で取り組む授業研究の推進
- 観点別学習状況の評価を活用した、P D C Aサイクルに基づいた指導方法等の工夫
- 教科内で組織的・計画的に実施する、指導方法や教材の共有及び学習指導案や考査問題の作成・検討
- 様々な社会的な変化に対応するために必要な資質・能力の育成に向けた、探究的な学習や体験活動等の授業への積極的な導入
- 生徒一人一人に応じた学習活動・学習課題の提供や指導方法の工夫
- 自分も他者も価値のある存在として尊重しながら、実社会で問題を発見し解決する力の育成に向けた、多様な他者と協働する活動の充実
- 単元など内容や時間のまとまりごとに、他者と共に考えながら学ぶことで新しい発見や豊かな発想が生まれるような授業構成の工夫
- 生徒の思考を深める発問の工夫等による、学習の基盤としての各教科における<sup>\*</sup>言語活動の充実
- 個に応じた指導や学び合いの設定等を通じた深い学びの実現に向けた、I C Tの効果的な活用による授業実践の充実
- 授業において「一斉学習」、「個別学習」、「協働学習」のそれぞれの学習場面を使い分けたり、相互に組み合わせたりするための、I C Tの特長を生かした指導方法の研究

- 教育データの記録・共有による、ICTを用いたきめ細かな学習支援の工夫
- 授業におけるICTの活用方法や遠隔授業等に関する校内研修の充実
- 秋田県教職キャリア指標や秋田県教職員研修体系等を踏まえた、教員の意欲・主体性を重視した研修の充実
- 高等学校教育研究会や総合教育センター等の各種研修の積極的な活用
- 小・中学校や大学等と連携した校種の枠を超えた授業研究会の充実
- 指導主事、教育専門監、博士号教員等を活用した校内授業研修会等の充実

**\*主体的・対話的で深い学び**

主体的な学びとは、学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学びのこと。対話的な学びとは、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学びのこと。深い学びとは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学びのこと。令和4年度から実施されている高等学校学習指導要領では、これらの学びが実現できているかという視点からの授業改善が重要であると示されている。

**\*「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実**

生徒の資質・能力を確実に育成するためには、学習指導要領の着実な実施が重要である。そのために、ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、個に応じた指導を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも日本型学校教育において重視されてきた「協働的な学び」とを一体的に充実していくことが必要とされている。

**\*言語活動**

自らの考えを表現して議論すること、観察や調査等の過程と結果を整理し報告書にまとめること等のことをいう。

**\*教育データ**

学習履歴、生活・健康面の記録、教師の指導・支援等に関するデータ等のことをいう。個々の生徒の学びによる変容を記録し、活用していく観点から、定量的データ（テストの点数等）だけではなく、定性的データ（成果物、主体的に学習に取り組む態度、教師の見取り等）も対象としている。

**\*秋田県教職キャリア指標**

教育公務員特例法の一部改正により、公立学校の校長及び教員の資質向上に関する指標を策定することが示された。平成30年3月に「秋田県教員育成指標」を策定し、指標に基づき各研修を行っている。令和3年度に名称を変更した。

**\*秋田県教職員研修体系**

公立学校の校長及び教員の研修について、教育公務員特例法に基づき任命権者が毎年度定める計画である。令和5年度には、教職員の資質能力の向上を図る仕組みの新たな導入等により、構成の全面的な見直しを図られた。

**\*教育専門監**

本県では、平成17年度から教科指導や部活動指導、特別支援教育に係る指導等の分野で、高い専門知識と実践的な指導力を持ち、優れた教育実践を行っている教員を教育専門監として認定している。勤務校での授業のほか、他の学校等からの依頼に応じ、当該専門的事項について指導及び助言を行う。

## (4) <sup>\*</sup>多様な生徒に応じた教育の推進

### 現状と課題

生徒の実態が多様化していることを踏まえ、多様な実情や教育的ニーズに対応しながら、学習意欲を喚起し、必要な資質・能力を確実に身に付けることができるようにする取組が進められている。その中で、社会的包摂の観点から、全ての生徒がそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びを実現するための教育環境を充実させていく必要がある。

### 改善の方向性

- ①誰一人取り残さない学びの充実
- ②組織的・継続的な校内支援体制の充実
- ③専門機関と連携した生徒支援の充実

### 具体的な改善方策

- 生徒一人一人の多様な状況に応じた教育課程の編成による、きめ細かな指導や専門性の高い教科指導等の工夫
- 生徒の将来的な自立や社会参加を見据えた、コース・類型、教科・科目等の設定
- 少人数学習や習熟度別学習等の実施による、義務教育段階での学習内容のつまづきを解消し、基礎学力の定着を図るための学び直しの充実
- 不登校等の悩みや不安を抱える生徒を支援するための、ICTの適切な活用
- 校内研修会等による、多様な教育的ニーズへの対応を目指した教員研修の充実
- 校則の定期的な見直し等による、生徒の多様性に配慮した取組の推進
- <sup>\*</sup>学習支援サポーターの配置等による、特別支援教育体制の整備
- 適切な支援や合理的配慮を行うための、<sup>\*</sup>個別の教育支援計画等を活用したPDCAサイクルに基づいた支援の充実
- <sup>\*</sup>特別支援教育コーディネーター等を中心とした、全教職員の共通理解に基づいた支援の充実
- 特別支援教育に関する専門性を高めるための、県立特別支援学校教員との研修人事交流の実施
- 小・中学校等における実態を踏まえた上での、障害のある生徒に対する効果的な<sup>\*</sup>通級による指導の充実
- 性の多様性に関すること等の悩みや不安を抱える生徒に対する相談体制等の支援の充実

- 特異な才能を有する生徒に対して、外部機関との連携による、能力や特性に応じた学びの機会の設定
- 不登校の未然防止や早期発見・早期解決等の各学校における相談体制の充実を図るための、<sup>\*</sup>スクールカウンセラーや<sup>\*</sup>スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用
- 総合教育センターや児童相談所等の専門機関との緊密な連携による、不登校をはじめとする様々な課題を抱えた生徒に対する支援の充実

---

**\*多様な生徒**

適切な支援や配慮等を要する生徒の総称のことであり、例えば、特別な教育的支援を必要とする生徒、不登校やその傾向にある生徒、基礎学力の定着に課題のある生徒、性的少数者とされる生徒等のことである。

**\*学習支援サポーター**

県立高校に在籍する発達障害等の障害のある生徒が、より豊かな高校生活を送るために、学校生活や学習上の困難に対する支援を行う人のことをいう。対象となる生徒数等に基づいて配置している。

**\*個別の教育支援計画**

家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために作成する計画のことをいう。

**\*特別支援教育コーディネーター**

特別支援教育において中心的な役割を担う教員で、校務分掌の一つとして位置付けられている。各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡調整、保護者からの相談窓口等の役割を担っている。

**\*通級による指導**

通常の学級に在籍する障害のある生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で受ける指導形態のこと。県内では、大館鳳鳴高校、秋田明德館高校及び横手高校の各定時制課程で実施している。

**\*スクールカウンセラー**

いじめや不登校等に対応するため、学校に派遣される臨床心理士等をいう。生徒へのカウンセリングや、教職員及び保護者に対する助言・援助を行っている。秋田県では、全ての県立高校に配置している。

**\*スクールソーシャルワーカー**

学校だけでは解決が困難な貧困や虐待等の事例に対して、教育と社会福祉に関する専門的知見等を用いて、関係機関と連携しながら生徒を取り巻く環境の改善を図るコーディネーターをいう。秋田明德館高校に配置している担当者が全県の県立学校やスペース・イオ等の要請に対応している。

## 2

## グローバルな視野で物事を捉え、多様な価値観を尊重して行動できる力を育む取組の推進

### (1) 国際教育と国際交流活動の推進

#### 現状と課題

グローバル化が加速度的に進展し複雑化する現代の社会では、絶えず新たな課題が生じ、地球規模での解決策が求められている。そのような社会で活躍できる人材の育成を目指し、これまで各学校の特色を生かして国際教育に取り組んできた。今後は、異文化に対する理解を更に深めていけるように、多様な価値観をもつ他者との交流の充実が求められる。また、これに加えて、ふるさと秋田の歴史、文化、伝統等についての理解も深めていく必要がある。

#### 改善の方向性

- ①国際教育を通じた異文化理解の推進
- ②多様な価値観を尊重した国際交流活動の充実
- ③グローバルな視野による本県の魅力への理解を深める取組の充実

#### 具体的な改善方策

- 国際社会が抱える様々な課題の解決に向けて、主体的・協働的に学ぼうとする意識の醸成を目指した教科等横断的な学びの充実
- 探究活動等で得られたグローバルな課題に関する研究成果を共有する研究発表交流会等の実施
- 学習プログラムや奨学金等についての適切な情報提供による海外留学の推進
- 海外からの留学生受入れの取組の推進
- 海外の高校生等との交流活動を通じた、グローバルな視野を身に付ける活動の充実
- ICTの効果的な活用による、海外の高校生等との交流活動の推進
- 海外修学旅行、海外研修、県内在住外国人との交流等を通じた、異文化体験活動の推進
- 国際交流団体等との連携による、国際交流活動への参加を推進する取組の充実
- 海外展開している県内企業等との連携を通じた、本県の産業や資源について理解を深める取組の推進
- 本県の魅力を英語で学ぶ機会の充実

## (2) 発信力の向上を目指した外国語教育の推進

### 現状と課題

これまでも外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指し、様々な教育活動が行われてきたが、グローバル社会の急速な進展に伴い、発信力の更なる向上が求められている。今後は、外国語の<sup>\*</sup>4技能5領域をバランスよく育成することに加えて、自らの考えや気持ちを世界の人々に伝え、他者と協働して課題解決に向けて行動できる資質・能力の育成が必要である。

### 改善の方向性

- ①英語コミュニケーション能力を高める統合的な言語活動の推進
- ②自らの考えや気持ちを英語で伝え合う活動の充実
- ③大学等と連携した外国語教育の充実

### 具体的な改善方策

- 英語による自己表現や意見交換の機会の充実
- 学習到達目標リストを活用した指導と評価の一体化の充実
- 英語コミュニケーション能力の育成につながる<sup>\*</sup>パフォーマンス評価の推進
- 生成A I等のICTを活用した言語活動の充実
- 英語学習の意欲向上を図るための、イングリッシュキャンプの充実
- <sup>\*</sup>外国語指導助手の適正な配置による、バランスのとれた英語コミュニケーション能力の育成
- <sup>\*</sup>即興型英語ディベートの普及や効果的なティーム・ティーチングを目指した、教員及び外国語指導助手に対する研修の充実
- 即興で自分の気持ちを英語で話す力を育成するための授業改善の推進
- 論理性に注意して自分の考えを英語で書く力を強化するための研究の推進
- 書くことを通して英語への興味・関心を高める<sup>\*</sup>ファンライティングの充実
- 外国語指導助手の効果的な活用による、即興的なやり取りを重視した指導の工夫
- 国際交流活動や観光ボランティア等で学びの成果を実践する機会の設定
- アジア圏との交流を意識した英語以外の外国語指導の工夫
- 小中高一貫した英語教育構築のための校種間連携の推進
- 県内大学と連携した留学生との交流機会の設定
- <sup>\*</sup>外部試験の活用による各校と県全体の課題を明らかにした指導改善の推進
- 外部専門機関と連携した教員研修の充実や外国語指導助手に対する研修の充実

---

#### \*4 技能 5 領域

「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」をいう。

#### \*パフォーマンス評価

知識やスキルを活用・応用・統合することを求める評価方法をいう。具体的には、スピーチ、インタビュー、プレゼンテーション、ディスカッション、ディベート等のスピーキングテストやライティングテスト等のことをいう。

#### \*外国語指導助手 (A L T : Assistant Language Teacher)

学校又は教育委員会に配属され、日本人教員の助手として外国語指導を行う外国人講師である。県内の県立高校においては、配置された A L T が近隣の高校にも定期的に訪問しており、全日制の全ての高校において A L T の指導が行われている。

#### \*即興型英語ディベート

一つの論題に対し肯定側と否定側に分かれ、第三者であるジャッジを説得する英語ディベート形式の一つである。論題が発表されてから 15 分から 30 分程度の短い準備時間の後でディベートを開始するため、論題について数か月間の準備期間がある「準備型」に対して「即興型」と呼ばれる。

#### \*ファンライティング

外国語指導助手等と手紙で英語を用いたやり取りを行う高校教育課の事業のことをいう。

#### \*外部試験

民間事業者により開発された試験等であり、英語では、実用英語技能検定、英検 I B A、TOE I C、TOE F L、G T E C 等がある。

##### [実用英語技能検定]

公益財団法人日本英語検定協会が実施する英語技能の検定である。一般に英語検定又は英検と呼ばれ、5 級から 1 級までである。文部科学省は、生徒に求められる英語力の目安として、中学校卒業段階で英検 3 級程度、高校卒業段階で英検準 2 級から 2 級程度としている。

##### [英検 I B A] (Institution Based Assessment)

公益財団法人日本英語検定協会が実施する英語能力判定テストである。実用英語技能検定と異なり、級の合否はないが、英語学習の定着度 (技能レベル) を客観的指標で測定できる。測定方法には 2 技能テストと 4 技能テストがある。

##### [TOE I C] (Test of English for International Communication)

主にビジネスや社会生活上必要となる英語コミュニケーション能力を評価する試験である。TOE I C テスト、TOE I C ブリッジテストの 2 種類がある。

##### [TOE F L] (Test of English as a Foreign Language)

英語圏の大学等の高等教育機関へ留学・研究を希望する者が必要な英語力を判定する試験である。

##### [G T E C] (Global Test of English Communication)

ベネッセコーポレーションが実施する英語 4 技能検定であり、TOEIC、TOEFL と同じくスコア型である。小・中学生対象の GTEC Junior、中学生・高校生対象の GTEC、大学生・社会人対象の GTEC の 3 種類がある。

# 3

## 地域への愛着と誇りを育む取組の推進

### (1) 地域との持続的な連携・協働の推進

#### 現状と課題

各学校では、地域の様々な教育資源を活用し、地域と連携した特色ある取組が行われている。今後は、学校の教育目標を踏まえた連携・協働を継続していくことにより、学校の教育力を一層高めるとともに、学校と地域の信頼関係を更に深めていく必要がある。

#### 改善の方向性

- ①地域との信頼関係に基づいた連携・協働による取組の推進
- ②学校の活性化に向けた組織的・継続的な取組の充実
- ③関係機関との連携による文化活動の充実

#### 具体的な改善方策

- 学校の教育目標を地域と共有した上での、P D C Aサイクルに基づいた地域との連携・協働による取組の充実
- 行政機関、商工団体、企業等との連携の強化を図ることによる、県内就職を促進するための取組の推進
- 地域の課題への理解を深めながら解決策を考えるための、大学や専門学校等の活用
- 地域の教育資源を有効に活用するための、校内指導体制の整備
- 各学校が目指す教育の実現に向けた、<sup>\*</sup>コミュニティ・スクールを活用した取組の推進
- 地域の実情を踏まえた特色ある学校としての教育力を相互に高め合うための、学校・学科間連携の強化
- 地域の中学校と連携した授業研修会等による、中学校・高校の円滑な接続に向けた取組の充実
- 伝統芸能や文化を継承する意識を高め、地域の行事や祭典等への参加を促す取組の推進
- 学習への興味・関心を高めるための、博物館や美術館等のセカンドスクールの利用による取組の充実

\*コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

保護者や地域住民が一定の法令上の権限をもちながら、学校運営に参画するための仕組み及びこの制度を導入した学校のことをいう。保護者や地域住民が学校や教育委員会に意向を伝えるとともに、学校からも保護者や地域住民に意向を伝える、相互に交流できるシステムである。

## (2) 地域について主体的に考え行動できる力を育む教育の推進

### 現状と課題

各学校においては、地域や関係機関と連携することで、地域を支える意識の涵養に向けた取組が進められている。今後は、生徒が地域の課題解決に積極的に取り組むことを通して、ふるさと秋田に愛着と誇りをもち、地域について主体的に考え行動できる力を育むことができるよう、組織的・計画的な教育活動を推進していく必要がある。

### 改善の方向性

- ①ふるさと秋田の発展に主体的に貢献しようとする意識を高める活動の充実
- ②地域をフィールドとする探究的な学習の充実
- ③防災・安全教育の充実
- ④環境保全への意識の向上

### 具体的な改善方策

- ふるさと秋田の自然、文化、歴史等への理解を深めるための取組の充実
- 秋田を拠点に世界を視野に入れて活躍する企業の紹介等、地域産業への理解を深める取組の充実
- 地域と連携・協働して取り組む体験活動等による学びを深めるための、事前・事後指導を適切に位置付けた指導計画の作成・検討
- 「総合的な探究の時間」を活用した地域の課題解決に向けた学習指導の工夫
- 地域の課題解決に関する探究的な学習等の成果を発表する機会の設定による、発信力の向上に向けた取組の充実
- 地域の企業や公的機関でのインターンシップ等の学習活動を通じた、地域の将来を担う意識を高める取組の推進
- 各教科等の学習内容を関連付けながら、災害の現状や原因等についての理解を深め、地域の防災・減災対策等の取組について考える学習機会の充実
- 災害発生時に身の回りに起こる危険を予測した上で、回避する手立てを適切に判断し行動できる力を育む取組の充実
- SDGsの視点を踏まえ、地球温暖化等の環境問題への意識を高めるとともに、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーへの理解を深める学習指導の工夫
- ふるさと秋田の豊かな自然を守ることと産業の発展との調和を図ることについての考察等、地域の特色に応じた取組の推進

## 第 II 部

# 時代の変化に対応した特色ある学校づくりの推進

### 基本方針

- 1 生徒の多様な能力を伸ばすための学科等の改善・充実
- 2 全日制課程における学校規模の適正化と望ましい配置の実現
- 3 定時制課程・通信制課程の改善・充実

これからの高等学校教育においては、生徒の多様な実情や教育ニーズに対応して、生徒の学習意欲を喚起し、必要な資質・能力を確実に身に付けることができるようにするとともに、生徒一人一人の可能性及び能力を最大限に伸長するべく、高等学校の特色化・魅力化を推進することが求められている。また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、普通科改革、探究・<sup>\*</sup>STEAM教育、先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった外部リソースを活用した実践的な教育等も必要とされている。加えて、本県産業の発展に貢献する人材の育成においては、規範意識・倫理観等の向上を図るとともに、今後秋田の成長を牽引することが期待される分野について、高度な技術をもつ企業等と連携することで、より実践的なカリキュラムの開発や学科の枠を超えた学校・学科間連携の充実を図ることが求められている。

本県においては生徒数の大幅な減少が予想されているが、その中であっても、生徒一人一人が能力を伸長し、他者と協働しながら社会に主体的に参画できる力を身に付けることができるよう、教育環境を充実させ、高等学校教育の質を高めていかなければならない。このためには、教育の機会を保障するという視点、高校を設置し続けることの必要性、全県的なバランス等を考えながら、学校規模の適正化と望ましい配置の実現を図ることにより、急激に変化する社会に対応した活力ある学校づくりを推進していく必要がある。統合等再編整備により学校数が減ったとしても、それぞれの学校がもっていた特色を学科やコース・系列として残すことで、地域の中学生の選択肢を確保していく必要がある。そのため、設置する学科については、中学生の志望動向や地域産業との関わり、生徒の進路実績等、多様な視点からの分析を踏まえ、慎重に検討を重ねていかなければならない。

また、定時制課程・通信制課程では、多様な学びのニーズに応える場としての役割が増している。多様な生徒が入学している実態を踏まえ、生徒一人一人にきめ細かく対応し、教育の質の確保と向上を図っていくことが重要である。

以上のことから、時代の変化に対応した特色ある学校づくりを推進していくために、上記の3つの基本方針を掲げることとする。

### \*STEAM教育

STEM (Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Mathematics (数学)) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA (Arts, Art, Liberal Arts) を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進していく教育概念のことをいう。

# 1

## 生徒の多様な能力を伸ばすための学科等の改善・充実

### (1) 普通科・普通系専門学科の改善と充実

#### [ 普通 ]

##### 現状と課題

生徒が自己の在り方生き方について考え、自らの意志で進路を選択する能力や態度を育成するために、キャリア教育の視点に立った教育活動が進められている。普通科を設置している多くの学校では、2年次以降に文系・理系等のコースに分かれた学習を行っているが、このようなコース分けは普遍的なものではなく、将来のキャリア形成のために必要となる学びの機会を確保していくことが重要である。今後は、「総合的な探究の時間」やICTの活用等によって、将来のキャリア形成に向けた多様な分野の学びを深めていく必要がある。

##### 改善の方向性

- ①人生や社会の在り方と結び付けた教育活動の充実
- ②「総合的な探究の時間」を軸とした多様な分野における学びの充実

##### 具体的な改善方策

- 生徒の生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力を、各教科等の役割を明確にしなが  
ら、教科等横断的な視点で育てていくことができる教育課程の編成
- 生徒の特性や進路目標等に応じた、多様なコースや選択科目等の設定
- 生徒一人一人が社会の変化や自己の特性等についての理解を深め、将来の生き方を  
より深く考え行動する態度や能力を育成することができるガイダンス機能の強化
- 基礎学力の確実な定着を目指すための、学習意欲の向上等に向けた取組の充実
- インターンシップやボランティア活動等による、勤労観・職業観の形成や進路の選  
択決定に資する体験的な学習活動の充実
- 早期離職を防ぐための、働くことの意義や大切さの理解につながるキャリア教育の  
推進
- 全教職員の共通理解に基づいた校内指導体制の構築による、「総合的な探究の時間」  
の3年間を見通した体系的な実施

- 将来の進路や職業を具体的に考えることができるようにするための、探究的な学習の充実
- ICTの効果的な活用による、教科等横断的な学習の充実
- 広い素養や視野を身に付けるための、専門学科及び専門高校との連携
- 特色ある教育活動の推進に向けた、各学校の多様な分野の学びに関する取組の積極的な情報発信

## [ 理 数 ]

### 現状と課題

科学的・数学的な能力を高めながら、探究的な学習を通して、柔軟な思考力、表現力、創造的な能力等の育成が図られている。また、AI技術等のイノベーションによって、社会における複雑な課題の解決が期待されている中で、世界的にも理数教育の充実が重要視されている。今後は、強い知的好奇心と自発的な研究態度で、数学や理科に関する横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く資質・能力の育成を目指すとともに、理数科の魅力向上に向けた特色ある取組を推進していく必要がある。

### 改善の方向性

- ①「理数探究」を中心としたSTEAM教育の充実
- ②大学や産業技術・医療分野等の外部機関との連携による教育活動の充実

### 具体的な改善方策

- 事象を多角的・複合的に捉え、数学や理科等に関する課題を設定し、探究活動に粘り強く考えて取り組むことによる、課題を解決する力の育成
- 課題解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとする力及び探究過程を振り返って評価・改善しようとする力の育成
- 知的好奇心及び興味・関心に基づき主体的に課題を設定し、探究活動を進めるための、生成AI等の適切な活用
- 研究成果を報告書等にまとめ、校内外での発表の機会を設定することによる、表現力及びコミュニケーション能力の育成
- 科学的な見方や考え方を養うための、研究成果の発表、意見交換、実験等の交流を通じた理数科合同研修会の充実
- 大学、研究機関、博物館、図書館等との連携・協働による、生徒及び地域の実態にあった学習の充実
- 企業や医療系の現場での体験学習及びボランティア活動を通じた、産業や地域医療の発展を支える意識を高める教育の推進

## [ 国 際 ]

### 現状と課題

グローバル化の急速な進展に伴い、国際教育及び国際交流活動を通して、国際感覚の涵養に努めてきた。これからは、相手に敬意を払いながらも自らの考えや気持ちを発信し、多様な価値観をもつ人々と協働し課題解決に向けて行動できる生徒の育成を図る必要がある。

### 改善の方向性

- ①統合的な言語活動を通じた発信力の強化
- ②国際教育及び国際交流活動の充実

### 具体的な改善方策

- ディベートやプレゼンテーション等を通じた発信する機会の拡充
- 「総合的な探究の時間」等の研究成果を校内外に英語で発表する取組の充実
- 自国の文化や歴史を異なる文化背景をもつ人々に伝える活動の工夫
- 中国語・韓国語・ロシア語等の第二外国語の運用能力向上に資する取組の推進
- S D G s 等のグローバルな課題に対する教科等横断的な学びの充実
- I C T を活用した海外との交流による国際感覚の涵養
- 海外修学旅行及び海外研修の推進
- 県内大学の留学生及び県内在住外国人との交流活動の充実
- 国際協力機関等と連携した国際理解講座の推進

---

\*理数科合同研修会

観察、実験を通して科学する心を育てるとともに、興味・関心を高め、科学的な見方や考え方を養うため、研修会を総合教育センター等で県内の理数科2年生を対象に実施している。

## (2) 職業系専門学科の改善と充実

### [ 農 業 ]

#### 現状と課題

地域や産業界等と連携した実験・実習等の実践的・体験的な学習活動を展開してきた。世界的な食料不安や農業の担い手不足の深刻化、脱炭素化・環境負荷軽減に対する関心の高まり等、農業を取り巻く変化に柔軟に対応することができ、地域の農業や農業関連産業等を支える人間性豊かな職業人を育成する必要がある。

#### 改善の方向性

- ①将来のスペシャリストとして必要となる基礎的・基本的な知識・技術の定着
- ②安全・安心な食料の生産と供給や地球規模での環境保全等の様々な課題に対応できる教育活動の充実

#### 具体的な改善方策

- スマート農業<sup>\*</sup>に対応した実習等の充実による、専門分野に関する実践的な技術・技能の定着
- 農場や演習林等を活用した調査・研究等に取り組むことによる、環境教育の充実
- 関係部局との連携による、農業法人、先進農家、農業の先端技術に取り組む民間企業等での実践的・体験的な学習活動の推進
- 学校・学科間連携及び地域、大学、企業等との連携による、商品開発等の<sup>\*</sup>6次産業化を進める力の育成に向けた取組の推進
- 農作物の生産力向上やブランド化及び6次産業化の視点に立った教員研修の充実

### [ 工 業 ]

#### 現状と課題

Society5.0を支える工業の意義と役割を踏まえ、工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識・技術の習得とともに、科学技術の進展等に主体的に対応するための資質・能力の育成を図りながら、<sup>\*</sup>I o Tやロボット技術等を基盤とする新たな価値の創出に向けた工業教育を推進している。地域課題の解決等に向けた実践的なものづくりを通して、生涯にわたって学び続け、地域や社会の健全で持続的な発展に貢献する人材を育成する必要がある。

### 改善の方向性

- ①科学技術の進展や産業構造の変化等への対応
- ②地域との連携及び学校・学科間連携による取組の充実

### 具体的な改善方策

- ものづくり教育の成果発表の機会を通じた主体的かつ実践的・体験的な学習活動の充実
- I o Tやロボット技術等の活用及びD XやG X等の社会課題への対応を重視した探究的な学習の充実
- 異なる学科の知識・技術に触れる機会を重視した教科等横断的なものづくり教育の推進
- 地域企業や大学等との連携による、実践的なものづくりや就業体験等の充実
- 専門性を生かした小・中学校等との交流や地域貢献活動等の体験的な活動の充実

## [ 商 業 ]

### 現状と課題

ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担うことができるよう、商業の各分野に関する課題の解決を図る実践的・体験的な学習活動を推進している。変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、深い理解に基づいて情報を整理するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが必要である。

### 改善の方向性

- ①産業界で必要とされる資質・能力の育成に向けた教育活動の充実
- ②地域や産業界と連携した実践的・体験的な学習活動の充実

### 具体的な改善方策

- 起業家教育を通じた、ビジネスについて創造的に考える能力や態度の育成
- 情報活用能力を育成するための、プログラミング教育の充実
- マーケティング分野及びマネジメント分野の学習の充実による、バランスのとれた教育課程の編成
- 資格取得等による知識・技術の習得に加え、職業との関係等についての探究的な学習の充実

- 地域産業の発展に寄与する人材を育成するための、産学官連携による、地域の持続的発展を目指した取組の推進
- 学校・学科間連携による、商品開発等の商業科の特性を生かした実践的・体験的な学びを共有するための活動の充実

## [ 水 産 ]

### 現状と課題

地域や産業界等と連携した実験・実習等の実践的・体験的な学習活動を展開してきた。世界的な食料不安や水産業の担い手不足の深刻化、脱炭素化・環境負荷軽減に対する関心の高まり等、水産や海洋を取り巻く変化に柔軟に対応することができ、本県の漁業、水産加工業、海洋関連産業等を支える人間性豊かな職業人を育成する必要がある。

### 改善の方向性

- ①本県の水産業の実情に即した教育活動の充実
- ②本県の水産資源を維持・増殖していくための関係機関と連携した水産教育の充実

### 具体的な改善方策

- スマート技術の進展や地域の海洋関連産業における専門人材の需要の高まり等に対応した教育課程の編成
- 実習船、加工施設、潜水プール等の施設設備を有効に活用した特色ある取組の充実
- 小型船舶操縦士や海技士等の資格取得を目指すことによる、海洋関連産業についての理解を深める取組の推進
- 本県の食文化や伝統食品を生かしながら、水産加工品の製造・販売に関する学習や消費者ニーズに対応した新商品の開発を行う取組の充実
- 水産振興センターや総合食品研究センター等の関係機関との連携強化による、6次産業化やインターンシップ等の推進
- 水産技術の高度化に対応した、水産加工品の製造や水産物の利用等についての教員研修の充実

## [ 家 庭 ]

### 現状と課題

<sup>\*</sup>生活産業の発展や多様化に対応できる専門的な知識・技術の習得とともに、家庭や地域のヒューマンサービスに主体的に関わるための資質・能力の育成を目指した専門性の高い家庭科教育の充実を図っている。今後は、社会の変化や社会の要請に対応できる職業人の育成に向けて、課題解決能力の向上に資する教育活動をより一層充実させていく必要がある。

### 改善の方向性

- ①生活産業に主体的に関わるための実践的な教育活動の充実
- ②社会の変化や社会の要請に対応した家庭科教育の充実

### 具体的な改善方策

- 社会のニーズを踏まえた特色ある教育課程の編成
- 生徒の主体性を育成するための、課題解決型学習を重視した学びの充実
- 専門的な知識・技術の高度化に対応するための、教員研修の充実
- 生徒の創造性や応用力等を高めるための、地域連携及び学校・学科間連携による取組の推進
- 専門性を生かした小・中学校等との交流や地域貢献活動等の推進による、学校家庭クラブ活動の充実

## [ 情 報 ]

### 現状と課題

情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識・技術の習得とともに、地域や産業界との連携により、高校生が小学生に対してプログラミングの指導等を行うといった実践的な教育活動が行われている。今後は、産学官連携の更なる強化や地域貢献活動等を通して、A I やV R等の最先端の技術にも対応できる応用的・発展的な知識・技術を身に付け、情報化社会の発展に寄与しようとする人材の育成を図る必要がある。

### 改善の方向性

- ①専門的な知識・技術を基に情報産業に対する理解を深める教育活動の充実
- ②地域、産業界、大学等との連携による取組の充実

### 具体的な改善方策

- 最先端デジタル技術の活用による、探究的な学習の推進
- 情報の安全を担う能力を育成するための、情報セキュリティに関する知識・技術の習得
- システム設計・管理や情報コンテンツの制作・発信等を通じた、情報モラル教育の推進
- 情報技術の高度化に対応した教員研修の充実
- 専門人材の活用による、専門的な知識・技術や職業人として求められる倫理観等の育成
- 小・中学校等との連携による、情報の専門性を生かした実践的・体験的な学習活動の充実
- 地域、産業界、大学と連携した各種イベントや講習会等への参加による、習得した知識・技術を積極的に活用する機会の充実

## [ 福 祉 ]

### 現状と課題

多様なニーズに対応した質の高い福祉サービスの提供を実現するために、専門的な知識・技術を高める教育活動の充実を図っている。高度化と多様化が進む福祉ニーズに対応するための専門的な知識・技術を確実に習得し、地域の福祉社会の創造と発展に主体的に取り組む人材を育成していく必要がある。

### 改善の方向性

- ①専門的な知識・技術及び倫理観を高める教育活動の充実
- ②地域に関わる実践的な教育活動の充実

### 具体的な改善方策

- 介護福祉士<sup>\*</sup>の国家資格取得及び介護職員初任者研修<sup>\*</sup>に対応できる学習活動を通じた、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識・技術の確実な習得
- 社会の要請を把握し、専門的な知識・技術の高度化に対応するための、教員研修の充実
- 地域の福祉施設や産業界との連携による、体験的な学習活動の充実
- 地域を支える意識をもった人材の育成に向けた、社会福祉協議会等の関係機関との連携による取組の推進
- 福祉ニーズの多様化等に対応するための、学校・学科間連携による取組の推進

---

\*スマート農業

I C Tやロボット技術等の先端技術を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業をいう。少子高齢化や農業従事者不足等の農業が抱える問題の解決につながるものとして期待されている。

\*6次産業化

1次産業（農林水産業）×2次産業（製造業）×3次産業（流通小売業等）で6次産業化とされ、1次産業が農林水産物の生産にとどまらず、加工や販売に取り組むことをいう。また、それぞれの産業が連携することによって、地域の資源を有効活用し新しい産業やサービスを生み出していくことにもつながる。本県の高校においても、地産食材を加工して商品化を図り、販売するなどの取組が行われている。

\*I o T (Internet of Things)

あらゆるモノがインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にするという概念をいう。

\*D X (Digital Transformation)

将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変することをいう。

\*G X (Green Transformation)

温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のことをいう。

\*生活産業

食生活分野（外食産業、給食、食品流通等）、衣生活分野（アパレル産業、ファッション産業等）、住生活分野（住宅、インテリア等）、ヒューマンサービス（保育、介護等）など、人々の生活に密接にかかわる商品やサービスを提供する産業のことをいう。

\*V R (Virtual Reality)

現実にはない世界又は体験し難い状況を、コンピューターグラフィックスや音響技術等を利用して人間の視覚や聴覚に働きかけることで、あたかもそこにいるかの様な感覚を体験できる技術のことをいう。

\*介護福祉士

介護に関わる国家資格の一つであり、厚生労働省は介護福祉士を介護現場の中核を担う存在として位置付けている。本県では六郷高校と湯沢翔北高校専攻科介護福祉科が、介護福祉士養成施設の指定を受けている。

\*介護職員初任者研修

介護業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とした資格のことをいう。約130時間で構成されたカリキュラムや実技を行うことになっている。

### (3) 総合学科の改善と充実

#### 現状と課題

生徒の興味・関心に基づいた自己の進路への意識を高める取組及び学科の特色を生かした教育活動の充実が図られている。多様な分野に関する知識・技術の習得及び異分野と協働する姿勢の育成という観点から、教育効果を常に検証・改善していく必要がある。

#### 改善の方向性

- ①「産業社会と人間」を核とした教育活動の充実
- ②外部人材や地域の企業等を活用した取組の推進

#### 具体的な改善方策

- 各系列の学習の概要を理解するための、授業体験等のガイダンス機能を重視した計画的・系統的な進路学習の充実
- 生徒が自ら系列や科目を選択できるための、カウンセリング等による、一人一人に対するきめ細かな個別の指導の工夫
- 1年次における「産業社会と人間」による、将来の職業選択や職業生活の基礎となる学習の充実
- 「産業社会と人間」における学びを踏まえた上での、2年次以降の「総合的な探究の時間」等における、職業及び自己の進路に関する課題に主体的に取り組む学習活動の充実
- 生徒の多様な進路希望等に対応するための、系列間の連携及び教科等横断的な学びの推進
- 各系列における専門分野の学習を深めるとともに、各種資格取得に対応できる知識・技術の習得
- 地域、産業界、大学等との積極的な連携による多様な学びの充実
- 小・中学校との交流等を積極的に行うことによる体験的・実践的な学習の充実
- 地域や中学生に向けた、各系列の特色ある教育活動の情報発信

---

#### \*産業社会と人間

総合学科において、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な教科・科目の選択に資するために、原則として全ての生徒に履修させる科目である。

#### \*系列

総合学科においては、原則として、学びたい科目を生徒が自由に選択することができる。系列は、進路別又は学習内容別に選択すべきいくつかの科目をまとめたグループ（科目群）のことをいう。

## (4) 中高一貫教育の改善と充実

### 現状と課題

生徒一人一人の個性や創造性の伸張に加えて、探究的な学習による学力の向上が図られている。今後は、6年間を通じた教育活動をより充実した活動へと深化させていくとともに、中高一貫教育の特色と魅力が地域に伝わるよう、教育活動の情報発信を効果的に行う必要がある。

### 改善の方向性

- ① 6年間の計画的・継続的な教育活動の充実
- ② 中高一貫教育校間の連携した取組の推進

### 具体的な改善方策

- 中高一貫教育校の特色や利点を生かした教育課程の編成
- 思考力・判断力・表現力等を段階的・系統的に育成するための、探究的な学習の充実
- 各学校における特色ある教育活動についての、様々な方法による情報発信
- ICTの活用等による、中学校段階からの学年や学校間の枠を超えた他者とのコミュニケーションを通じた、協働的で体験的・創造的な学習の推進
- 探究活動を中心とした校内中高合同発表会等の充実
- 中高一貫教育校間の生徒会交流活動等の推進
- 高校における地域や企業等と連携した取組への、中学生の積極的な参加

### 県立中学校における特色ある教育活動の例（令和7年度）

#### 大館国際情報学院中学校

- ・ イングリッシュ・アクティビティの時間  
日常英会話による活動等を通じた国際社会で必要とされる能力の育成
- ・ オンライン英会話授業  
初対面のネイティブとのやり取りを通じた実践的な英語力の育成

#### 秋田南高等学校中等部

- ・ J. E. Communication  
日本語や英語を用いたディスカッション等の活動を通じた表現力の育成
- ・ クリエイティブサイエンス  
数学・理科の課題探究や研究成果の発表を通じた科学的な思考力や表現力の育成

#### 横手清陵学院中学校

- ・ グローバルコミュニケーション  
自分の考えを英語で発信する活動を通じたコミュニケーション能力の育成
- ・ ものづくり  
総合技術科の教員や設備を活用した技術革新を支える人材の育成

## (5) 専門学科における実習設備の改善と充実

### 現状と課題

限られた予算の中で優先順位を定め、実習設備の改善や充実、更新が進められている。また、各学校の実習授業等では、導入後長期間経過している多くの設備の活用方法を工夫しながら、基礎的・基本的な知識・技術の習得に向けた教育活動を展開している。今後も、生徒の安全を最優先とした実習設備の更新等を行うとともに、卒業後に企業等で即戦力となる、新たな知識・技術を習得した専門的人材の育成に向けて、実習設備の継続的な更新や最新設備の新規導入を進める必要がある。

### 改善の方向性

- ①地域の企業等と連携した実習設備の活用
- ②専門教育の充実に向けた実習設備の更新
- ③新しい技術に対応した実習設備の新規導入

### 具体的な改善方策

- 地域産業の担い手の育成に向けて、企業、大学、関係機関等と連携した技術指導を実施する際の実習設備の活用
- 生徒の知識・技術の習得を目指した実践的な学習や教員の資質能力の向上を目指した教員研修等における実習設備の積極的な活用
- 安全で充実した教育活動を最優先とした、老朽化が進んでいる実習設備の改善や更新
- A I を用いた機械やドローン等を活用した、高度な技術の習得に向けた教育活動を行うための、実習設備の計画的な新規導入

## 2

# 全日制課程における学校規模の適正化と望ましい配置の実現

## (1) 生徒数の減少や各学科の地域バランスを踏まえた学級減の実施

### 現状と課題

平成8年度以降、公立高校では中学校卒業者の減少に応じて学級減を進めてきており、第七次計画（平成28年度～令和7年度）の10年間にはおよそ32学級を減じている（40人学級換算）。また、教育効果等を考慮して、専門学科を35人学級にするとともに、普通科にも35人程度学級を導入することで段階的に入学定員を減らすなどの措置をとっている。しかし、令和7年度現在、第1学年の平均学級数は4.18学級、1学年3学級以下で募集する公立高校は44校中15校となっており、学校規模の縮小化が進んでいる。

### 学級減実施状況

	第五次計画		第六次計画	第七次計画	
	前期計画	後期計画		前期計画	後期計画
年度	平成13年度 } 平成17年度	平成18年度 } 平成22年度	平成23年度 } 平成27年度	平成28年度 } 令和2年度	令和3年度 } 令和7年度
学級減の計	51学級	24学級	27学級	20学級	12学級

※上記の学級減の計では、1学級の定員を40人から35人に減じた場合に0.125学級の減として集計するなど、定員減も加味している。ただし、計の小数点以下を四捨五入している。

### 改善の方向性

- 学校の特色や適正規模、望ましい配置に配慮するほか、普通科、専門学科、総合学科の割合及びその地域バランスを考慮しながら学級減を進めることとする。ただし、1学級の定員を減ずるなど、段階的に対応する場合もある。
- 専門学科をもつ高校において学級減を実施する際には、学科改編についても検討する。
- 生徒募集計画については、学級減や統合等再編整備の進捗状況と市立高校や私立高校の状況も勘案しつつ慎重に検討する。
- 学級減だけで生徒数の大幅な減少に対応するには限界があるため、地域の状況を踏まえた上で統合等再編整備を推進する。

## (2) 学校の統合等再編整備の実施

### 現状と課題

第七次計画（平成28年度～令和7年度）の実施期間中、統合校としては大館桂桜高校、能代科学技術高校、鹿角高校、<sup>\*</sup>地域校としては湯沢翔北高校雄勝校を開校した。このことにより、令和7年度現在、1学年3学級以下の県立高校の割合は33.3%となっている。

小規模校については、全ての地域で高校教育を受ける機会を保障する必要があることや、地域と連携・協働した特色ある学校づくりを進めてきたことなどから、生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動の充実を図り、できる限り存続に努めてきたものの、近年は入学者数の減少が顕著な高校もある。

### 各地区の中学校卒業生数の予測

地区 \ 卒業年	令和8年3月	令和17年3月	差
鹿角小坂	237	149	-88
大館	478	319	-159
北秋田	189	98	-91
能代山本	461	268	-193
男鹿潟上南秋	475	343	-132
秋田	2,311	1,807	-504
由利本荘	529	377	-152
にかほ	172	102	-70
大仙	559	371	-188
仙北	278	177	-101
横手	629	416	-213
湯沢雄勝	392	239	-153
県計	6,710	4,666	-2,044

※令和8年3月の中学校卒業生数は、令和7年4月1日現在の中学校第3学年の在籍者数である。

※令和17年3月の中学校卒業生数は、令和6年10月1日現在の4～5歳児から高校教育課が予測した在籍者数である。

### 改善の方向性

- 学校規模の適正化と望ましい配置の実現を図りながら、社会の変化に対応した特色ある学校づくりを進め、教育環境を整えていく。
- 多様な個性との出会いや社会性の育成に加え、教職員数の確保による教育課程の充

実等、高校としての教育効果を最大限高めるという観点から、1学年4～7学級を適正規模とする。なお、1学年3学級の高校については、教育課程の編成やICTを活用した授業の工夫、地域との連携等により、1学年4学級の高校と同等の教育効果をあげることが可能であることから、直ちに統合等を進めるのではなく、学校の存続について十分に検討を重ねる。

○学校の魅力を広く県外に発信し募集を進める際には、市町との連携を密にする。

### 具体的な改善方策

□大学進学に関する指導体制の充実

- ・大館、能代、秋田、由利本荘、大仙、横手、湯沢地区に、進学の中心校を置く。進学の中心校は、大学進学等へのニーズに対応した教育を提供するため、1学年5学級程度を維持することが望ましい。

□専門教育に関する指導体制の充実

- ・専門学科をもつ高校は、学科間や学校間で連携しながら我が国の産業や地域の発展を支える人材の育成を進める。農業や工業の中心的な役割を担う高校は、1学年4学級程度を維持することが望ましい。

□統合等再編整備の進め方

- ・特別な事情がない限り、使用可能な校舎を利用することを原則とする。
- ・入学者数が減少し、高校としての活力ある教育活動の継続が難しくなった場合には、次のとおり基準を適用する。

#### 基準

ア 1学年2学級の学校において、入学者数が募集定員の2/3以下の状態が2年間続いた場合、1学年1学級の学校（地域校を含む）や募集停止等を検討する。

イ 1学年1学級の学校（地域校を含む）において、入学者数が募集定員の1/2以下の状態が2年間続いた場合、募集停止を検討する。

※ なお、上記ア、イは、一律に適用するものではなく、地域の中学生の高校進学への影響や地域でその学校が担っている役割を十分に考慮しつつ、必要に応じて地域の関係者や当該校と、学校の活性化や今後の在り方について協議を行うものとする。

#### \*地域校

本校と連携して教育環境の充実を図り、より地域に根ざした教育活動を行う学校のことをいう。名称は「～高等学校〇〇校」とする。

### (3) 各地区の統合等再編整備構想案

#### 現状と課題

統合校の基本構想（概要）を発表するまで、多くの関係者と慎重に協議を進めている。その結果、統合校を開校するまで年数がかかりすぎている場合があり、次の統合校の開校年度や校舎改築等に大きな影響を及ぼしている。

#### 改善の方向性

○統合等再編整備の検討が必要な高校が所在する市町に対しては、できるだけ早期に必要な情報や検討すべき課題を示すなどして、地域における協議の場を設ける。また、統合校の基本構想を策定した後は、地域の理解を得ながら速やかに計画を進めていく。

#### 具体的な改善方策

##### □大館地区

令和20年度頃には、大館市内にある3校（大館鳳鳴高校、大館桂桜高校、大館国際情報学院高校）を2校に統合等再編整備する必要が生じると予想される。そのため、前期期間中（令和8年度～令和12年度）に地域と協議を行い、後期計画で具体的な統合等再編整備構想案を示すこととする。その際、定時制課程や県立中学校の今後の在り方についても検討する。

##### □能代山本地区

本計画期間中には、能代市内にある3校（能代高校、能代松陽高校、能代科学技術高校）を2校に統合等再編整備する必要が生じると予想される。そのため、前期期間中に地域と協議を行い、具体的な統合等再編整備構想案を示し、後期計画での実現を目指す。その際、定時制課程の今後の在り方についても検討する。

##### □男鹿潟上南秋地区

男鹿海洋高校、男鹿工業高校を、次のとおり統合等再編整備する。

- ・男鹿の風土を教育資源として生かし、これからの時代を生き抜く力と高い志を育み、自己の確立を目指すとともに、社会や地域に貢献できる人間の育成を目指す学校を設置する。
- ・設置学科は、工業科2学級、水産科2学級の合わせて4学級とする。学科の専門性を活かした教育活動の充実を図るとともに、洋上風力発電を始めとした地域産業に貢献する産業人材の育成に向けて、工業科と水産科の枠を超えた特色ある教育活動を実施する。
- ・設置場所は、現男鹿海洋高校敷地とし、令和11年4月を開校予定とする。

五城目高校については、キャリア教育をベースにした指導や地域と連携・協働した教育活動の充実を図ってきているものの、令和5年度から1学年2学級の学校規模になるなど、入学者数の減少が続いている。このことを踏まえ、地域の関係者や当該校と学校の活性化や今後の在り方について協議を行うものとする。

#### □由利本荘にかほ地区

令和20年度頃には、由利本荘市内にある4校（本荘高校、由利高校、由利工業高校、西目高校）を2校又は3校に統合等再編整備する必要が生じると予想される。そのため、前期期間中に地域と協議を行い、後期計画で具体的な統合等再編整備構想案を示すこととする。その際、定時制課程の今後の在り方についても検討する。

矢島高校については、入学者数が平成29年度以降、募集定員の2/3以下の状態が続いていることから、1学年1学級の学校（地域校を含む）等を検討する。令和6年度からは、小中高の校舎が一体化しているため、小中高が連携した教育活動を行いながら特色化・魅力化を図ることとする。

仁賀保高校については、県内唯一の情報科を有しており、地域と連携・協働した上で特色ある学校づくりを進めている。その教育効果や入学者数の推移を見極めながら、今後の方向性について検討していく。

#### □大仙仙北地区

令和20年度頃には、大仙市内にある3校（大曲農業高校、大曲高校、大曲工業高校）を2校に統合等再編整備する必要が生じると予想される。そのため、前期期間中に地域と協議を行い、後期計画で具体的な統合等再編整備構想案を示すこととする。

西仙北高校については、入学者数の急激な減少を踏まえ、1学年1学級の学校とする。ICTを活用した遠隔教育やコミュニティ・スクールによる地域連携活動等を行いながら特色化・魅力化を図ることとする。なお、入学者数の減少が続き、高校としての活力ある教育活動の継続が難しくなった場合には、募集停止を検討する。

大曲農業高校太田分校については、入学者数が平成30年度以降、募集定員の1/2以下の状態が続いていることから、募集停止とする。

六郷高校については、県内唯一の福祉科を有しており、地域と連携・協働した上で特色ある学校づくりを進めている。その教育効果や入学者数の推移を見極めながら、今後の方向性について検討していく。

#### □横手地区

平成高校、雄物川高校、増田高校を、次のとおり統合等再編整備する。

- ・地域と連携した体験や学びを通して、主体的に自己実現を図る力と社会の変化に対応する力を身に付け、持続可能な地域及び社会の発展に貢献できる人間の

育成を目指す学校を設置する。

- ・設置学科は、総合学科4学級、農業科1学級の合わせて5学級とする。総合学科では多様な学びの機会を提供するとともに、秋田の教育資源を生かした魅力ある教育活動を実施する。また、農業科では地域農業を支える人材の育成に向けて、特色ある教育活動を実施する。
- ・設置場所は、現増田高校敷地とし、令和13年4月を開校予定とする。

令和20年度頃には、横手市内の他の3校（横手高校、横手城南高校、横手清陵学院高校）を2校に統合等再編整備する必要が生じると予想される。そのため、前期期間中に地域と協議を行い、後期計画で具体的な統合等再編整備構想案を示すこととする。その際、定時制課程や県立中学校の今後の在り方についても検討する。

#### □湯沢雄勝地区

羽後高校については、地元自治体の協力により、特色ある学校づくりを推進しており、その教育効果や入学者数の推移を見極めながら、今後の方向性について検討していく。

湯沢翔北高校雄勝校については、地域と連携・協働した授業を実施するなどの特色化を図っているものの、入学者数が令和2年度以降、募集定員の1/2以下の状態が続いている。このことを踏まえ、地域の関係者や当該校と学校の活性化や今後の在り方について協議を行うものとする。

# 3

## 定時制課程・通信制課程の改善・充実

### (1) 多様な学習ニーズに応える定時制課程・通信制課程の改善と充実

#### 現状と課題

現在、定時制課程の生徒の多くが、全日制課程とほぼ同じ時間帯で学ぶ昼間部に入学している。その中で、令和3年度には、能代工業高校定時制課程と二ツ井高校を再編し、昼間部のみを設置した能代高校定時制課程（二ツ井キャンパス）を開設している。一方、通信制課程で学ぶ生徒数は増加傾向にあるものの、各地区においてスクーリングを受けるための環境整備が十分ではない状況である。定時制課程・通信制課程においては、不登校生徒や中途退学経験者への学びの機会の提供等、多様な学習ニーズに応える場としての必要性もあることから、今後は、今まで以上に、生徒の実態を把握しながら、ICTの活用等によって教育環境を充実させる必要がある。

#### 改善の方向性

- ①生徒の実態を踏まえた教育活動の充実
- ②多様化・複雑化する生徒の実態に対応した教育環境の整備
- ③<sup>\*</sup>フリースクールの空間（スペース・イオ）における学習支援の充実

#### 具体的な改善方策

- 学びの時間帯が選べることや1日の授業時間が短いこと等の、定時制課程の特色を生かした取組の充実
- 定時制課程における、午前の部、午後の部、夜間の部等の配置及び時間帯の検討
- 自分のペースで学ぶことができる、通信制課程の特色を生かした取組の充実
- 通信教育における、多様なメディアを利用した学習環境の質の確保と向上
- 併置されている全日制課程の特性や地域性を考慮した、特色ある取組の充実
- 各学校が担っている役割等を十分に考慮した上での再編整備等の検討
- 秋田明德館高校通信制課程の生徒が受ける<sup>\*</sup>スクーリングや試験等の負担軽減に向けた、各地区の定時制基幹校との学校間における協力体制の検討
- 市町村教育委員会等の関係機関や教育支援センター等との連携
- 連絡協議会での情報交換等による、スペース・イオ間の連携
- スペース・イオでの教育活動を地域へ周知するための情報発信

## 県立高等学校定時制課程の概要

地区	学 校 名 【 校 舎 呼 称 】	学 科
県北	◇ 大館鳳鳴高等学校 【 桜 楯 館 】 (県北地区基幹校)	普通科Ⅰ部 (昼間の部) ----- 普通科Ⅱ部 (夜間の部)
	能代高等学校 【二ツ井キャンパス】	普通科 (昼間の部)
中央	秋田明德館高等学校 (中央地区基幹校)	普通科Ⅰ部 (午前の部) ----- 普通科Ⅱ部 (午後の部) ----- 普通科Ⅲ部 (夜間の部)
	本荘高等学校	普通科 (夜間の部)
県南	◇ 角館高等学校 【 駒 草 キ ャ ン パ ス 】	普通科Ⅰ部 (午前の部) ----- 普通科Ⅱ部 (午後の部)
	◇ 横手高等学校 【 青 雲 館 】 (県南地区基幹校)	普通科Ⅰ部 (昼間の部) ----- 普通科Ⅱ部 (夜間の部)

## 県立高等学校通信制課程の概要

地区	学 校 名	学 科
中央	◇ 秋田明德館高等学校	普通科

◇の付いている学校には、フリースクールの空間（スペース・イオ）を設置している。

### \*フリースクールの空間（スペース・イオ）

県内の不登校やその傾向にある児童生徒等（小・中学生、中卒者）及びその保護者を対象として、次のような目的をもって設置されている。

- ・ 当該児童生徒等が、存在感をもち安心して過ごすことのできる「心の居場所」を提供し、学習支援を行う。
- ・ 当該児童生徒等に対する職員や臨床心理士等によるカウンセリングを通して、悩みや不安の解消を図るとともに、自立心や社会性等を育てる。
- ・ 当該児童生徒等に対して、通所だけでなく、在宅でのICT等の機器を活用した通信指導を含む学習機会の拡大を図る。特に小・中学生については、自宅でのICT等の機器を使った学習を出席扱いにすることを可能とし、学ぶ意欲の喚起を図る。

### \*スクーリング

通信制課程で学んでいる生徒が2週間に1回程度登校し、教員に直接接しながら授業（講義、演習、実験・実習等）を受けることをいう。通信制課程の高校では、添削指導による教育が行われるほか、スクーリングや試験が実施されている。

### \*定時制基幹校

定時制課程を設置する学校で、多部制、単位制、フリースクールの空間を併設するなど多くの機能を備えた、各地区の定時制教育の中心となる学校のことである。

## (2) 生徒一人一人の学びを支援し、自立を目指す教育活動の推進

### 現状と課題

定時制課程・通信制課程において、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす丁寧な指導が行われている。定時制課程・通信制課程に学ぶ生徒が、自己肯定感を高め、当事者として社会に主体的に参画する力を身に付けることができるように、キャリア教育の一層の充実を図る必要がある。

### 改善の方向性

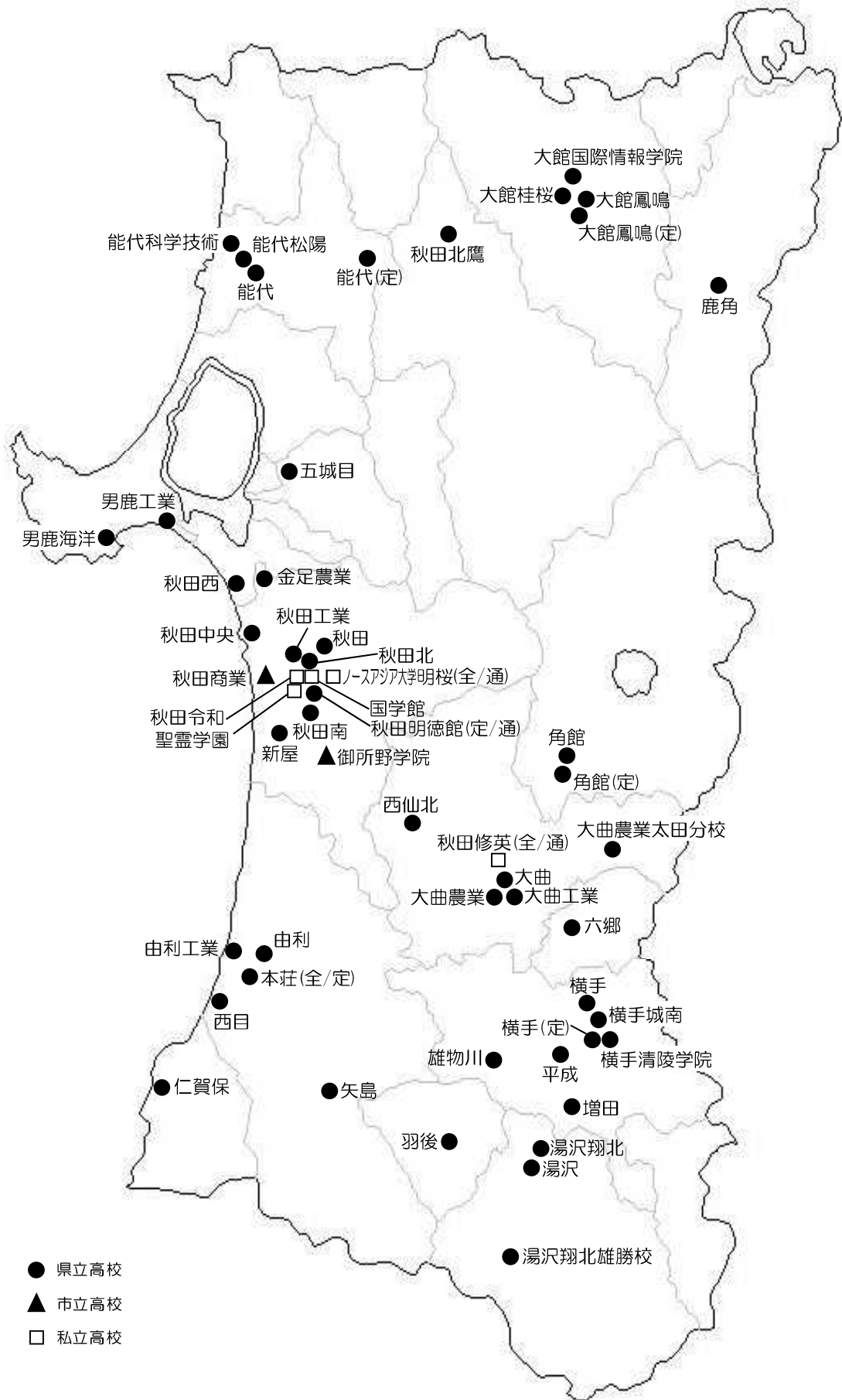
- ①自己を理解し、自己決定・自己調整できる力の育成
- ②キャリア教育の一層の充実
- ③特別な支援を必要とする生徒への対応の充実

### 具体的な改善方策

- 生徒一人一人の学習歴や生活環境等を踏まえた、個に応じた指導の充実
- 自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力の育成
- インターンシップやボランティア活動等の体験的な活動の充実
- 授業や特別活動等を通じた言語活動の充実による、自分の考えを表現する力の育成
- 特別活動を中心とした、人間関係形成能力や協働して課題解決する能力の育成
- 学校設定科目等による学び直しの充実
- 特別活動及び部活動の計画的な実施による社会性の育成
- 特別支援教育に関する教員研修の充実
- ユニバーサルデザインの視点を生かした授業改善の充実
- 特別支援学校及び関係機関との連携の強化
- 特別支援教育の知見を有する教員の配置
- 全教職員の共通理解に基づいた、通級による指導に対する校内体制の充実

# 資料編

## 秋田県の高등학교配置図(令和8年度)



公立高等学校(全日制課程・定時制課程)の募集定員と第1学年の学級数(令和8年度)

全日制課程

学校名	募集定員	第1学年の学級数			
		40人	38人	35人	30人
鹿角	210			普通5 工業1	6
大館鳳鳴	210			普通5 理数1	6
大館桂桜	180	普通 1		家庭1 工業3	4
大館国際情報学院	140			普通2 商業2	4
秋田北鷹	190	普通 3		農業	2
能代	195	普通 4		理数	1
能代松陽	185	普通 2		国際1 商業2	3
能代科学技術	175			工業3 農業2	5
五城目	80	普通 2			
男鹿海洋	70			水産	2
男鹿工業	70			工業	2
秋田西	160	普通 4			
金足農業	175			農業	5
秋田	263		普通 6	理数	1
秋田北	210			普通	6
秋田南	210			普通	6
秋田中央	210			普通	6
新屋	160	普通 4			
秋田工業	210			工業	6
秋田商業	210			商業	6
御所野学院	80	普通 2			
本荘	200	普通 5			
由利	150	普通 2		理数1 国際1	2
由利工業	140			工業	4
矢島	60				普通 2
西目	120	総合 3			
仁賀保	105			普通2 情報1	3

学校名	募集定員	第1学年の学級数			
		40人	38人	35人	30人
西仙北	40	普通 1			
大曲農業	175			農業	5
大曲農業太田分校	35			普通	1
大曲	195	普通 4		商業	1
大曲工業	140			工業	4
角館	200	普通 5			
六郷	75	普通 1		福祉	1
横手	210			普通5 理数1	6
横手城南	140			普通	4
横手清陵学院	140			普通2 工業2	4
平成	75	普通 1		商業	1
雄物川	70			普通	2
増田	105			総合2 農業1	3
湯沢	175			普通4 理数1	5
湯沢翔北	180	普通 1		商業2 工業2	4
湯沢翔北雄勝校 (地域校)	40	普通 1			
羽後	70			普通	2
<b>全県合計</b>	<b>6433</b>	<b>46</b>	<b>6</b>	<b>123</b>	<b>2</b>

定時制課程

学校名	募集定員	第1学年の学級数			
		40人	38人	35人	30人
大館鳳鳴	65			普通 I 1	普通 II 1
能代	35			普通	1
秋田明德館	135			普通 I 2 普通 II 1	普通 III 1
本荘	30				普通 1
角館	65			普通 I 1	普通 II 1
横手	65			普通 I 1	普通 II 1
<b>全県合計</b>	<b>395</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>5</b>

\* 大館国際情報学院高校、秋田南高校、御所野学院高校、横手清陵学院高校の募集定員については、併設する中学校からの内部進学者数を含んでいる。

公立高等学校(全日制課程)の第1学年の学級数別学校一覧(令和8年度)

学級規模	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	学校数
県北				大館国際情報学院	大館桂桜	鹿角		8
					秋田北鷹	大館鳳鳴		
					能代			
					能代松陽			
					能代科学技術			
中央		五城目	西目	秋田西	金足農業	秋田北	秋田	19
		男鹿海洋	仁賀保	新屋	本荘	秋田南		
		男鹿工業		由利		秋田中央		
		御所野学院		由利工業		秋田工業		
		矢島				秋田商業		
県南	西仙北	六郷	増田	大曲工業	大曲農業	横手		17
	大曲農業 太田分校	平成		横手城南	大曲			
	湯沢翔北 雄勝校	雄物川		横手清陵学院	角館			
		羽後			湯沢			
					湯沢翔北			
校数計	3	9	3	8	12	8	1	44
学級数計	3	18	9	32	60	48	7	177

令和8年3月以降の中学校卒業生数の予測（令和7年4月1日現在の速報値）

地区 卒業年	鹿角 小坂	大館北秋		能代 山本	県北 小計	男鹿潟上 南秋	秋田	由利本荘 にかほ	中央 小計	大仙 仙北	横手	湯沢 雄勝	県南 小計	全県 合計		
		①	②													
高3	R5.3	265	528	202	516	1511	521	2456	774	3751	928	688	433	2049	7,311	
	前年比	-2	-10	7	-57	-62	-57	-61	-35	-153	-34	-34	55	-13	-228	
高2	R6.3	248	549	192	508	1497	547	2427	770	3744	875	627	404	1906	7,147	
	前年比	-17	21	-10	-8	-14	26	-29	-4	-7	-53	-61	-29	-143	-164	
高1	R7.3	263	499	201	470	1433	466	2450	754	3670	861	645	402	1908	7,011	
	前年比	15	-50	9	-38	-64	-81	23	-16	-74	-14	18	-2	2	-136	
中3	R8.3	237	478	189	461	1365	475	2311	701	3487	837	629	392	1858	6,710	R7.3比
	前年比	-26	-21	-12	-9	-68	9	-139	-53	-183	-24	-16	-10	-50	-301	-301
中2	R9.3	232	475	186	411	1304	491	2315	683	3489	783	636	350	1769	6,562	
	前年比	-5	-3	-3	-50	-61	16	4	-18	2	-54	7	-42	-89	-148	-449
中1	R10.3	203	438	160	390	1191	475	2316	619	3410	774	571	354	1699	6,300	
	前年比	-29	-37	-26	-21	-113	-16	1	-64	-79	-9	-65	4	-70	-262	-711
小6	R11.3	221	406	179	387	1193	447	2204	659	3310	756	554	337	1647	6,150	
	前年比	18	-32	19	-3	2	-28	-112	40	-100	-18	-17	-17	-52	-150	-861
小5	R12.3	197	397	150	346	1090	462	2275	587	3324	738	529	348	1615	6,029	
	前年比	-24	-9	-29	-41	-103	15	71	-72	14	-18	-25	11	-32	-121	-982
小4	R13.3	167	383	160	360	1070	426	2175	601	3202	796	553	283	1632	5,904	
	前年比	-30	-14	10	14	-20	-36	-100	14	-122	58	24	-65	17	-125	-1,107
小3	R14.3	189	393	151	353	1086	432	2046	579	3057	650	483	301	1434	5,577	
	前年比	22	10	-9	-7	16	6	-129	-22	-145	-146	-70	18	-198	-327	-1,434
小2	R15.3	162	361	131	320	974	391	1964	519	2874	687	474	283	1444	5,292	
	前年比	-27	-32	-20	-33	-112	-41	-82	-60	-183	37	-9	-18	10	-285	-1,719
小1	R16.3	156	317	125	306	904	343	1919	508	2770	624	471	257	1352	5,026	
	前年比	-6	-44	-6	-14	-70	-48	-45	-11	-104	-63	-3	-26	-92	-266	-1,985

- ※ 令和7年3月までの卒業生数は、当該年度4月1日現在の中学3年在学者数としている。
- ※ 令和8年3月から令和16年3月の卒業生数は、令和7年4月1日現在の義務教育課調査を基にした速報値による。
- ※ 大館北秋田地区の欄で、①は大館市の計②は北秋田市と上小阿仁村の計である。
- ※ 秋田市の人数には、秋田大学教育文化学部附属中学校と同附属小学校も加えている。
- ※ 義務教育学校を含んでいる。

令和17年3月以降の中学校卒業生数の予測（令和6年10月1日現在）

地区 卒業年	鹿角 小坂	大館北秋		能代 山本	県北 小計	男鹿潟上 南秋	秋田	由利本荘 にかほ	中央 小計	大仙 仙北	横手	湯沢 雄勝	県南 小計	全県 合計		
		①	②													
5~6 歳	R17.3	149	319	98	268	834	343	1807	479	2629	548	416	239	1203	4,666	
	前年比															
4~5 歳	R18.3	145	287	98	272	802	332	1744	455	2531	533	380	223	1136	4,469	
	前年比	-4	-32	0	4	-32	-11	-63	-24	-98	-15	-36	-16	-67	-197	
3~4 歳	R19.3	129	296	92	260	777	309	1669	427	2405	540	344	189	1073	4,255	
	前年比	-16	9	-6	-12	-25	-23	-75	-28	-126	7	-36	-34	-63	-214	
2~3 歳	R20.3	107	280	83	229	699	288	1581	404	2273	491	317	175	983	3,955	
	前年比	-22	-16	-9	-31	-78	-21	-88	-23	-132	-49	-27	-14	-90	-300	
1~2 歳	R21.3	101	237	83	195	616	262	1462	364	2088	426	301	155	882	3,586	
	前年比	-6	-43	0	-34	-83	-26	-119	-40	-185	-65	-16	-20	-101	-369	
0~1 歳	R22.3															
	前年比															

- ※ 令和17年3月以降の卒業生数は、令和6年10月1日現在の秋田県の人口統計により次のように計算した。
- 令和17年3月の卒業予定者数は、令和6年10月1日現在の5歳児数と4歳児数を加算し平均したものとし、以下同様とする。
- ※ 令和17年3月の前年比は、基礎統計が異なるため比較していない。また、令和22年3月の統計はまだ出ていない。

## 高等学校再編整備の歩み①(昭和50年度～平成12年度)

総合整備計画等	年度	開校等	閉校	公立高校学校数				
				合計	県立			市立
					全日制 本校	分校	定時制 単独校	
第一次秋田県高等学校拡充整備計画	昭和50年度			59	46	6	3	4
	昭和51年度			59	46	6	3	4
	昭和52年度	仁賀保高校開校(新設)		60	47	6	3	4
	昭和53年度	雄勝高校開校(新設)、稲川分校開校(新設)		62	48	7	3	4
	昭和54年度	秋田西高校開校(新設)、横手東高校全日制課程設置		63	50	7	2	4
	昭和55年度	大館東高校全日制課程設置	金農船越分校閉校(昭和56年3月)	63	51	7	1	4
第二次秋田県高等学校拡充整備計画	昭和56年度	男鹿工業高校開校(新設)		63	52	6	1	4
	昭和57年度	秋田中央高校開校(秋田市立から移管)		63	53	6	1	3
	昭和58年度			63	53	6	1	3
	昭和59年度	新屋高校開校(新設)		64	54	6	1	3
	昭和60年度			64	54	6	1	3
	昭和61年度			64	54	6	1	3
	昭和62年度		大農大森分校閉校 羽後高瀬分校閉校(昭和63年3月)	64	54	6	1	3
第三次秋田県高等学校再編整備計画	昭和63年度	西目農業高校から西目高校に校名変更 湯沢商業高校から湯沢商工高校に校名変更		62	54	4	1	3
	平成元年度			62	54	4	1	3
	平成2年度			62	54	4	1	3
	平成3年度			62	54	4	1	3
	平成4年度	大館高校開校(大館南高校、大館東高校の統合)		61	53	4	1	3
	平成5年度			61	53	4	1	3
第四次秋田県高等学校改善整備計画	平成6年度	平成高校開校(平鹿高校、横手東高校の統合) 横手工業高校定時制課程設置 能代農業高校から能代西高校に校名変更		60	52	4	1	3
	平成7年度			60	52	4	1	3
	平成8年度	船川水産高校から海洋技術高校に校名変更		60	52	4	1	3
	平成9年度			60	52	4	1	3
	平成10年度		矢島笹子分校閉校(平成11年3月)	60	52	4	1	3
	平成11年度			59	52	3	1	3
	平成12年度	秋田市立御所野学院高校開校(新設)		60	52	3	1	4

## 高等学校再編整備の歩み②(平成13年度～令和7年度)

総合整備計画等	年度	開校等	閉校	公立高等学校校数					
				合計	県立		市立		
					全日制 本校	定時制 単独校 分校			
第五次秋田県高等学校総合整備計画	平成13年度			60	52	3	1	4	
	平成14年度		本荘下郷分校閉校 (平成15年3月)	60	52	3	1	4	
	平成15年度			59	52	2	1	4	
	平成16年度	横手清陵学院高校開校(横手工業高校の再編整備) 男鹿海洋高校開校(海洋技術高校、男鹿高校の統合)		59	52	2	1	4	
	平成17年度	秋田明德館高校開校(秋田東高校、秋田工業高校定時制課程、秋田中央 高校定時制課程の再編整備) 大館国際情報学院高校開校(大館商業高校の再編整備)	横手工業高校閉校 (平成18年3月)	59	52	2	1	4	
	後期計画	平成18年度	横手高校定時制課程設置		58	51	2	1	4
		平成19年度	由利高校の共学化		58	51	2	1	4
		平成20年度	横手高校定時制課程 青雲館(県南地区定時制基幹校)設置 秋田北高校、横手城南高校の共学化		58	51	2	1	4
		平成21年度			58	51	2	1	4
		平成22年度			58	51	2	1	4
第六次秋田県高等学校総合整備計画	平成23年度	秋田北鷹高校開校(鷹巣農林、鷹巣、米内沢、合川の4高校を統合) 湯沢翔北高校開校(湯沢北高校、湯沢商工高校の統合)		54	48	2	1	3	
	平成24年度	湯沢翔北高校専攻科開科		54	48	2	1	3	
	平成25年度	能代松陽高校開校(能代北高校、能代商業高校の統合)		53	48	2	1	2	
	平成26年度	角館高校開校(角館高校、角館南高校の統合) 角館高校定時制課程 駒草キャンパス設置		52	47	2	1	2	
	平成27年度			52	47	2	1	2	
第七次秋田県高等学校総合整備計画	平成28年度	大館桂枝高校開校(大館桂、大館、大館工業の3高校を統合) 大館鳳鳴高校定時制課程 桜楯館(県北地区定時制基幹校)設置 秋田南高校中等部(秋田地区中高一貫教育校)設置		50	45	2	1	2	
	平成29年度		稲川分校閉校 (平成30年3月)	50	45	2	1	2	
	平成30年度			49	45	1	1	2	
	令和元年度	二ツ井高校定時制課程設置		49	45	1	1	2	
	令和2年度	湯沢翔北高校 雄勝校(地域校)開校(雄勝高校の再編整備)		49	44	2	1	2	
	後期計画	令和3年度	能代科学技術高校開校(能代工業高校、能代西高校の統合) 能代高校定時制課程 二ツ井キャンパス設置(能代工業高校定時制課程、 二ツ井高校定時制課程の再編整備)		47	42	2	1	2
		令和4年度			47	42	2	1	2
		令和5年度			47	42	2	1	2
		令和6年度	鹿角高校開校(花輪、十和田、小坂の3高校を統合)		45	40	2	1	2
		令和7年度			45	40	2	1	2

## 第八次秋田県高等学校総合整備計画

令和7年12月〇〇日  
秋田県教育庁高校教育課

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

電話 018-860-5163

メール [koukou@pref.akita.lg.jp](mailto:koukou@pref.akita.lg.jp)

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/kokokyo>



# 第八次秋田県高等学校総合整備計画(案)概要

令和7年12月  
秋田県教育庁  
高等学校課

No.1

10年間

R8 第八次秋田県高等学校総合整備計画 R17

R13 後期計画

中学3年生の数

R7 約6,700人 - R20 約3,600人(予測)  
= 約3,100人減少

背景

先行き不透明な時代

少子高齢化・人口減少

成年年齢の引き下げ

多様な教育ニーズ

目指す姿のキーワード

○豊かな心

○高い志

○公共の精神

○他者と協働

○自らの個性・能力を伸長

○自らの考えや必要な情報を的確に表現

○主体的に社会の形成に参画

○国際的視野

○多様な価値観の尊重

○自らの考えや必要な情報を的確に表現

○グローバル社会で活躍

○ふるさと秋田への愛着と誇り

○地域社会の持続的な発展に貢献

○地域の課題解決に積極的に関わり組む

## [[ 豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材を育てる教育活動の推進

### 1 社会の形成に主体的に参画する力を育む取組の推進

◆生徒一人一人の資質・能力を育成し、多様な可能性を引き出す取組の推進

- ①スクール・ポリシーを踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実
- ②自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感の育成
- ③情報活用能力を高める教育の充実

◆よりよい人生を主体的に切り拓くためのキャリア教育の推進

- ①キャリア教育の全体計画に基づいた教育活動の充実
- ②地域に根ざしたキャリア教育の一層の充実
- ③個に応じた進学・就職支援体制の充実
- ④主権者・消費者として求められる資質・能力の育成

### 2 グローバルな視野で物事を捉え、多様な価値観を尊重して行動できる力を育む取組の推進

◆国際教育と国際交流活動の推進

- ①国際教育を通じた異文化理解の推進
- ②多様な価値観を尊重した国際交流活動の充実
- ③グローバルな視野による本県の魅力への理解を深める取組の充実

◆発信力の向上を目指した外国語教育の推進

- ①英語コミュニケーション能力を高める統合的な言語活動の推進
- ②自らの考えや気持ちを英語で伝え合う活動の充実
- ③大学等と連携した外国語教育の充実

◆主体的・対話的で深い学びの充実に向けた授業改善の推進

- ①生涯にわたって能動的に学び続ける意識の涵養
- ②学校全体で組織的・計画的に取り組む授業づくりの充実
- ③「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ④教員の資質能力を高める実践的研修の充実

◆多様な生徒に応じた教育の推進

- ①誰一人取り残さない学びの充実
- ②組織的・継続的な校内支援体制の充実
- ③専門機関と連携した生徒支援の充実

### 3 地域への愛着と誇りを育む取組の推進

◆地域との持続的な連携・協働の推進

- ①地域との信頼関係に基づいた連携・協働による取組の推進
- ②学校の活性化に向けた組織的・継続的な取組の充実
- ③関係機関との連携による文化活動の充実

◆地域について主体的に考え行動できる力を育む教育の推進

- ①ふるさと秋田の発展に主体的に貢献しようとする意識を高める活動の充実
- ②地域をフィールドとする探究的な学習の充実
- ③防災・安全教育の充実
- ④環境保全への意識の向上

# 時代の変化に対応した特色ある学校づくりの推進

## No.2

### 1 生徒の多様な能力を伸ばすための学科等の改善・充実

#### ◆ 普通科・普通系専門学科の改善と充実

- [普通] ① 人生や社会の在り方と結び付けた教育活動の充実  
② 「総合的な探究の時間」を軸とした多様な分野における学びの充実
- [理数] ① 「理数探究」を中心としたSTEAM教育の充実  
② 大学や産業技術・医療分野等の外部機関との連携による教育活動の充実
- [国際] ① 統合的な言語活動を通じた発信力の強化  
② 国際教育及び国際交流活動の充実

#### ◆ 職業系専門学科の改善と充実

- [農業] ① 将来のスペシャリストとして必要となる基礎的・基本的な知識・技術の定着  
② 安全・安心な食料の生産と供給や地球規模での環境保全等の様々な課題に対応できる教育活動の充実
- [工業] ① 科学技術の進展や産業構造の変化等への対応  
② 地域との連携及び学校・学科間連携による取組の充実
- [商業] ① 産業界で必要とされる資質・能力の育成に向けた教育活動の充実  
② 地域や産業界と連携した実践的・体験的な学習活動の充実
- [水産] ① 本県の水産業の実情に即した教育活動の充実  
② 本県の水産資源を維持・増殖していくための関係機関と連携した水産教育の充実
- [家庭] ① 生活産業に主体的に関わるための実践的な教育活動の充実  
② 社会の変化や社会の要請に対応した家庭教育の充実
- [情報] ① 専門的な知識・技術を基に情報産業に対する理解を深める教育活動の充実  
② 地域、産業界、大学等との連携による取組の充実
- [福祉] ① 専門的な知識・技術及び倫理観を高める教育活動の充実  
② 地域に関わる実践的な教育活動の充実

#### ◆ 総合学科の改善と充実

- ① 「産業社会と人間」を核とした教育活動の充実
- ② 外部人材や地域の企業等を活用した取組の推進

#### ◆ 中高一貫教育の改善と充実

- ① 6年間の計画的・継続的な教育活動の充実
- ② 中高一貫教育校間の連携した取組の推進

### 3 定時制課程・通信制課程の改善・充実

#### ◆ 多様な学習ニーズに応える定時制課程・通信制課程の改善と充実

- ① 生徒の実態を踏まえた教育活動の充実
- ② 多様化・複雑化する生徒の実態に対応した教育環境の整備
- ③ フリースクールの空間(スペース・イオ)における学習支援の充実

#### ◆ 生徒一人一人の学びを支援し、自立を目指す教育活動の推進

- ① 自己を理解し、自己決定・自己調整できる力の育成
- ② キャリア教育の一層の充実
- ③ 特別な支援を必要とする生徒への対応の充実

### 2 全日制課程における学校規模の適正化と望ましい配置の実現

#### ◆ 生徒数の減少や各学科の地域バランスを踏まえた学級減の実施

- 学校の特色や適正規模、望ましい配置に配慮
- 普通科、専門学科、総合学科の割合及びその地域バランスを考慮した学級減

#### ◆ 学校の統合等再編整備の実施

- 多様な個性との出会いや社会性の育成
- 教職員数の確保による教育課程の充実
- 教育効果を最大限高める観点から1学年4～7学級を適正規模
- 1学年3学級の高校は直ちに統合等を進めず十分な検討を実施

#### 統合等再編整備の進め方

- ・ 特別な事情がない限り、使用可能な校舎を利用することを原則とする。
- ・ 入学者数が減少し、高校としての活力ある教育活動の継続が難しくなった場合には、基準を適用する。

#### ◆ 各地区の統合等再編整備構想案

##### □ 統合等再編整備を実施する。

- ・ 男鹿市2校【男鹿海洋高校、男鹿工業高校】→ 男鹿海洋高校敷地に令和11年開校予定
- ・ 横手市3校【平成高校、雄物川高校、増田高校】→ 増田高校敷地に令和13年開校予定

##### □ 本計画期間中に地域と協議を行い、具体的な統合等再編整備構想案を示す。

- ・ 大館市3校【大館鳳鳴高校、大館桂桜高校、大館国際情報学院高校】→ 2校
- ・ 能代市3校【能代高校、能代松陽高校、能代科学技術高校】→ 2校
- ・ 由利本荘市4校【本荘高校、由利高校、由利工業高校、西目高校】→ 2～3校
- ・ 大仙市3校【大曲農業高校、大曲高校、大曲工業高校】→ 2校
- ・ 横手市3校【横手高校、横手城南高校、横手清陵学院高校】→ 2校

※ 能代市は、早期の対応が必要になると予想される。

※ 定時制課程や県立中学校の今後の在り方についても検討する。

##### □ 1学年1学級の学校(地域校を含む)や募集停止の基準を適用する。

- ・ 矢高高校
- ・ 西仙北高校
- ・ 大曲農業高校太田分校

##### □ 地域の関係者や当該校と学校の活性化や今後の在り方について協議を行う。

- ・ 五城目高校
  - ・ 湯沢羽北高校雄勝校
- 入学者数の推移を見極めながら、今後の方角性について検討していく。

- ・ 仁賀保高校
- ・ 六郷高校
- ・ 羽後高校

#### 基準

- ア 1学年2学級の学校において、入学者数が募集定員の2/3以下の状態が2年間続いた場合、1学年1学級の学校(地域校を含む)や募集停止等を検討する。
- イ 1学年1学級の学校(地域校を含む)において、入学者数が募集定員の1/2以下の状態が2年間続いた場合、募集停止を検討する。

※ なお、上記ア、イは、一律に適用するものではなく、地域の中学生の高校進学への影響や地域でその学校が担っている役割を十分に考慮しつつ、必要に応じて地域の関係者や当該校と、学校の活性化や今後の在り方について協議を行うものとする。